

北海道議會時報

第 4 卷 第 10 號

昭 和 27 年 10 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第4卷第10号(昭和27年第3回定例道議會)

第 10 號 目 次

議 會 の 動 き	一
第三回定例道議會	一
本 會 議	一
常任委員會	六
特別委員會	一〇
議案審査特別委員會	一〇
北海道議會開發審議會	一一
請 願 ・ 陳 情	一一
會 合	一五
北海道開發審議會	一五
一道北部七縣議會議長會	一五
全國都道府縣議會議長會參與會	一六
資 料	一七
「國際連合」についての資料	一七
ガット(關稅及び貿易に關する一般協定)に關する資料	一九
講和調印後における日本をめぐる國際情勢について	二六
香川縣青少年保護育成條例について	二六
昭和二十七年修正地方財政計畫について	二七
昭和二十八年地方財政計畫について	二七
昭和二十六年都道府縣稅徵收實績に對する考察	二八
供米割當百五十二萬石に決定・稻作豫料	二八
雜 錄	三〇
地方行政疑義問答集	三〇
圖 書 室 便 り	三三
九 月 の メ モ	三五

【表紙寫眞】

札幌郊外の秋

道商工部商務觀光課提供

議會の動き

第三回定例道議會

本會議

第三回定例道議會は、八月二十八日開會、九月四日閉會した。本議會に提案された諸案件、及び再開後の議事の経過は大略つぎのとおりである。

知事から提出のあつた議案

議案

提出月日	番號	件	名	議事經過
八、二八	一	昭和二十七年北海道費歳入歳出追加更正豫算	九、四	原案可決
"	二	昭和二十七年北海道農産物検査費歳入歳出追加豫算	"	"
"	三	昭和二十七年北海道水産物検査費歳入歳出追加豫算	"	"
"	四	昭和二十七年北海道林産物検査費歳入歳出追加豫算	"	"
"	五	昭和二十七年北海道醫科大學費歳入歳出追加更正豫算	"	"
"	六	昭和二十七年北海道病院費歳入歳出追加豫算	"	"
"	七	昭和二十七年北海道自轉車競技費歳入歳出追加豫算	"	"
"	八	昭和二十七年北海道有林野事業費歳入歳出追加豫算	"	"
"	九	大型漁船機關換裝資金貸付の件	"	"
"	一〇	北海道建設業信用保證株式會社に對する出資の件	"	"
"	一一	北海道放送株式會社に對する出資の件	"	"

"	一二	北海道立高等學校建築に關する豫算外義務負擔に關する議決變更の件	"	"
"	一三	北海道部設置條例制定の件	"	"
"	一四	北海道職員に關する條例制定の件(希望條件附)	"	"
"	一五	北海道職員に關する退職手当の臨時措置に關する條例制定の件	"	"
"	一六	北海道職員に對する退職手当の臨時措置に關する條例制定の件	"	"
"	一七	北海道學校職員に關する條例制定の件(希望條件附)	"	"
"	一八	市町村立學校職員給與負擔法に規定する學校職員に關する條例制定の件(希望條件附)	"	"
"	一九	北海道學校職員に關する退職手当に關する條例制定の件	"	"
"	二〇	市町村立學校職員給與負擔法に規定する學校職員に關する退職手当に關する條例制定の件	"	"
"	二一	市町村立學校職員給與負擔法に規定する學校職員に關する退職手当に關する條例制定の件	"	"
"	二二	市町村立學校職員給與負擔法に規定する學校職員に關する退職手当に關する條例制定の件	"	"
"	二三	北海道立教員保養所使用料條例の一部を改正する條例制定の件	"	"
"	二四	北海道夏季大學講座手数料條例制定の件	"	"
"	二五	風俗營業取締法施行條例の一部を改正する條例制定の件	"	"
"	二六	北海道受胎調節認定講習受講手数料條例制定の件	"	"
"	二七	人口妊娠中絶審査手数料條例を廢止する條例制定の件	"	"
"	二八	北海道宅地建物取引業者登録手数料條例制定の件	"	"
"	二九	北海道自轉車競技條例の一部を改正する條例制定の件	"	"
"	三〇	北海道畜産保健衛生所條例の一部を改正する條例制定の件	"	"
"	三一	北海道委託衛生試驗條例の一部を改正する條例制定の件	"	"
"	三二	財産取得に關する件	"	"
"	三三	財産取得に關する件	"	"
"	三四	道有財産讓與の契約の締結に關する件	"	"
"	三五	工事請負の契約に關する件	九、四	同意可決

三六	物件購入契約の締結に關する件	八、二八
三七	上川郡上川村を町とするの件	八、二八
三八	常呂郡置戸町と同郡訓子府町との境界の一部變更に關する件	原案可決
三九	北海道農林振興計畫の策定に關する件	九、四
四〇	北海道知事副知事出納長及び出納長の給料額及び旅費額並にその支給條例の一部を改正する條例制定の件	原案可決
四一	公安委員會委員選任につき同意を求めめる件	八、二八
四二	北海道立保健婦學院條例制定の件	原案同意
四三	昭和二十七年北海道費歳入歳出追加豫算	原案可決
四四	北海道農産物検査條例の一部を改正する條例制定の件	九、四
四五	工事請負の契約に關する件	同意可決
四六	工事請負の契約に關する件	九、四
四七	工事請負の契約に關する件	同意可決
四八	工事請負の契約に關する件	九、四
四九	昭和二十七年北海道費歳入歳出追加豫算	原案可決
五〇	電氣設備資金貸付の件	九、四
五一	工事請負の契約に關する件	同意可決

議員から提出あつた議案及び意見案

會議案

提出月日	番號	名	議事經過
九、四	一	北海道議會常任委員會及び特別委員會條例の一部を改正する條例制定の件	九、四 原案可決

提出月日	番號	名	議事經過
九、四	一	北海道開墾灌漑排水事業溜池工事に對する補助率引上げに關する意見書	九、四 原案可決

意見案

二	北海道の保育所に對する冬期暖房用燃料費の交付に關する意見書	〃
三	戦傷病者戦没者遺族等援護法改正措置に關する意見書	〃
四	鐵道貨物運賃に關する意見書	〃

議事の經過

○九月一日、午後一時四十分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一號乃至第三十六號第三十九號、第四十號及び第四十二號を議題に供し質疑に入つたが、新川議員(勞)より農地、開拓地の接收及び補償、教育問題、失業對策、職員給料條例、道路橋梁等について質疑(豫め時間の延長)知事、教育委員會教育次長、人事委員會委員長より答辯あり、新川議員は駐留軍接收用地の件に對しては、後刻文書回答を要求して質疑を終り、次に桑野議員(自)より總合開發と人口問題行政機構改革と人事行政、地方自治の確立等について質疑、知事の答辯あつて、午後三時三十七分一旦休憩、午後四時再開、質疑續行糸川議員(協同)より行政機構改革と人事異動、農業試験機關の定員問題、産米供出、道財政の見透し、教育豫算、教育長の退任問題等について質疑、知事及び教育委員會委員長の答辯あつて、午後四時五十九分散會。

○九月二日、午後一時十二分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一號乃至第三十六號第三十九號、第四十號及び第四十二號を議題に供し議長は通告の質疑は昨日をもつて終了した旨を述べ質疑終結とすることについて諮りそのことに決した。ついで坂東(浩)議員(公)は議事進行について發言、日程第一の議題についてはなお慎重なる審査を要するので、この際定數十五名よりなる、議案審査特別委員會を設置し、これに付託せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決し、引續き委員の選任について諮り次のように決定した。

金澤藤吉(自) 道下美作(改) 西田正一(改) 沖野政雄(公) 旭佳

明(自) 長澤信廣(道政) 新川輝隆(勞) 本多吉江(改) 柳原啓量

(社) 桑野秀次郎(自) 太田益夫(社) 齋藤正志(協同) 安達徳太

郎(自) 糸川章夫(協同) 三室光雄(自)

ついで議案第一號乃至第三十六號第三十九號第四十號及び第四十二號を議案審査特別委員會に付託した。

次に日程に追加、議案第四十三號乃至第五十一號を議題に供し、知事の説明聴取後、本案はいずれも議案審査特別委員會に付託することについて諮りそのことに決し、午後一時二十三分散會。

○九月三日、午後二時四十七分開議諸般の報告の後、井川副議長、議案審査特別委員會における議案審査はなお相當時間を要するので、會期を明四日まで一日間延長し、本日の議事はこの程度に止めることについて諮り、そのことに決し午後二時四十九分散會。

○九月四日、午後二時五十七分開議、時間を延長諸般の報告の後、議事進行の都合上休憩を宣した。午後十時三十分再開。井川副議長日程第一教育委員一名補欠選挙を行う旨を述べ投票を行い、開票立會人を指名し開票の結果は

有効投票 六十二票
無効投票 白票一票
得票數 糸川章夫 三十四票
武田治作 二十八票

であり、糸川章夫君當選の旨を宣告した。

次に日程第二議案第一號乃至第三十六號、第三十九號、第四十號、第四十二號乃至第五十一號を議題に供し、道下議長議案審査特別委員會委員長(改)よりその審査の経過及び結果について報告、委員長報告どおり議案第十四號、第十七號及び第十八號は、希望條件付原案可決、議案第三十四號乃至第三十六號、第四十五號乃至第四十八號及び第五十一號は同意可決、その他は原案可決とすることについて諮り異議なくそのことに

決した。

次に日程第三請願陳情審査の件を議題に供し本件はいずれも委員會決定のとおりに決することについて諮り、異議なくそのことに決した。

次に日程に追加、意見案第一號を議題に供し、提案者宮北開拓委員長(協同)の趣旨辯明あつて原案可決、次に意見案第二號及び第三號を議題に供し、提案者本多民生委員長(改)の趣旨辯明あつていずれも原案可決、次に意見案第四號を議題に供し、提案者朝日商工副委員長(改)の趣旨辯明あつて原案可決。

次に會議案第一號を議題に供し本案の原案可決について諮り異議なくそのことに決した。
以上をもつて付議案件の全部を議了した旨を述べ井川副議長午後十一時二十五分閉會を宣した。

議案審査特別委員會委員長報告

私は過般設置せられました議案審査特別委員會の委員長として、ここに委員會における審議の経過及び結果の概要について御報告申し上げます。

本委員會に付託されました案件は、議案第一號乃至第三十六號第三十九號、第四十號、第四十二號乃至第五十一號の四十八案件でありまして、これが審査のため去る二日委員會が設置せられますや、直ちに委員會を開催正副委員長の互選を行うとともに審議を開始いたしました次第であります。

本委員會に付託されました案件の内容は、本年度普通及び特別各會計追加更正豫算部設置條例並びに給與條例等の重要案件が含まれており、諸般の情勢からすみやに結論を得べく一昨二日及び昨三日の二日間互に連日深更まで審議いたしました次第でありまして、この間委員各位の絶大な御努力と御熱意に對しましてはこの際深甚なる敬意を表する次第であります。

まず審議の方法といたしましては、最初に議案第十三號乃至第二十號の部設置、職員給與及び勤務關係條例を審議し、その他の案件については、これをさらに第一に總務部、教育委員會所管、第二に衛生部、商工部、經濟部、民生部、農地部、労働部所管、第三に土木部、水産部、建築部、林務部、開拓部所管に三分し、それぞれ順次審議を行った次第でありまして、昨三日深更漸く御手許に配付の報告書の通り結論を

得るに至つたのであります。

・ 今本委員會議の経過を廻り、論議されました諸點について、その主なるものを申し上げますならば、部設置條例における分掌事項の規定と漁港の主管部との關係、改正地方自治法施行に伴い副知事定數條例の改正の要否、新生活建設協議會の性格と今後のあるべき、市町村の電氣事業に對する轉貸融資の方針と災害等の場合における市町村轉貸融資に對する方針、競輪特別會計繰入金の使途と庶民住宅建設資金との關係、機械貸與事業の施行の適正化、道立公園の基礎調査促進、北海道建設業信用保證株式會社出資金の性格と會社運營の方針、風俗營業取締法施行條例の改正に關し、公安委員會の風俗營業許可方針と教育上に及ぼす影響との關係、國民健康保險組合再建のための保健婦設置補助増額の問題等議案に關連せる重要問題について論議が行われたのであります、なほなほ議案第十四號乃至第二十號の一般職員及び教職員に對する給與條例、勤務時間及び休暇等に關する條例等につきましては、最も論議が集中せられたのであります、その主なるものをあげますならば、まず地方公務員法第二十五條との關係において、給與の支給方法及び支給條件に關する事項が條例で定める事項となつておるにかかわらず各給與條例において、たとへば給料の支給日を人事委員會規則で定めるがごとく、廣範に人事委員會規則に委任してある點に關する法的見解の問題、給與ベース改訂と人事委員會の意見、公務災害補償に關する地方公務員法第四十五條と給與條例との關係、勤務時間及び休暇等に關する條例と給與條例との關係における有給休暇、休職等による給與の減額の問題、長期欠勤者等の昇給の問題職務の級と職階制との關係、有價物の給與と給與控除の關係、職務の級を定める場合における一般職員と教職員の規定方法において一般職員については人事委員會のみで定め得るに反し、教職員については人事委員會が教育委員會と協議しなければならぬと規定した根據、勤務地手當と物殊勤務手當、なほなほ僻地手當に關連し、僻地勤務者の處遇と待遇の公平並びに僻地職員に關する問題、職員に關する厚生福利に關する問題、石炭手當増額の問題、醫師等の特殊技能者の待遇改善と充足の問題、特別昇給といわゆる頭打ちの枠外昇給に關し、人事委員會の定める基準の適用に關する問題、職員に勤務時間を規制する人事委員會の方針、行政整理の見透しと退職手當の問題等一般職員及び教職員の給與、勤務條件等の諸問題に關しあらゆる角度より質疑が行われ慎重なる審議が行われたのであります。

しかして本件給與條例審議の過程において當初數點について質疑が行われたばかりの際、本條例を制定しても何等現行の給與制度に比し職員に利益となる點がないばかりでなく、本道のごとき廣域、かつ僻地を隨所に有する特殊事情下經濟情勢の變動に伴い、當然勤務地手當と僻地手當との關連において地域給の支給地域區分表の改訂及び僻地手當増額の必要を認められる現在、本給與條例はかかる諸點について、なほ慎重審査の要があるもので、閉會中總務委員會において繼續審査をするよう取扱うべきである旨の質疑打切を含み議事進行の動議が提出されたのであります、この動議の取扱については、一時これを保留し、質疑を繼續したうでその採否を決すべきであるとし質疑が續行されたのであります。しかして質疑終結の結果右動議の根本をなす地域給については、先に衆議院と參議院との間に意見不一致のため中央において目下検討中であり、かつ道独自の改訂をなすことは國家公務員と地方公務員との間に不均衡を招來し、面白らざる結果ともなりますので、これらの改善は中央に對し強く要望することとし、この動議は否決されたのであります、現段階において本件給與條例は次の諸點について執行機關の格別の努力を要請することとして、これを本件給與條例議決の希望條件とし、多數を以つて原案の通り可決したのであります。

一、職員に給與水準については、人事委員會の意見書でも明かなように増額改訂すべき要因を生じておるので早急に改訂措置をとらねば。

二、石炭手當については人事委員會の報告及び意見もあり、今後増額の措置を考慮するとともにこれに對する免役の折衝を強力に行われたい。

三、僻地手當については政府職員の特殊勤務手當に關する政令改正と同時に適用し、僻地勤務の職員に對する給與を適正ならしめるよう配慮されたい。

四、勤務地手當については現在の經濟情勢に即應しない點が多々あると認められるのでこれが改正措置を早急に講ぜられるよう努力されたい。

以上四項目を附した次第であります。なほこの點に關しましては、閉會中繼續審査の少數意見が保留せられたのであります。

次に議案第一號乃至第十一號、第四十三號第四十九號及び第五十號の一般會計及び特別會計並びにこれに附帶する案件、第十二號の高校建築に關する豫算外義務負擔の議決變更、第十三號の部設置條例、第二十一號、第二十二號及び第四十號の非常勤及び特別職の報酬及び費用弁償條例の制定及び改正、第二十三號乃至第三十一號、第四十二號、第四十四號の手數料その他の條例の制定及び改正、第三十九號の農業振興計畫の策定、第三十二號及び第三十三號の財産取得等の諸案件については何れも原案を適當と認めおのおの原案可決とし、また第三十四號乃至第三十六號、第四十五號乃至

第四十八號及び第五十一號の工事請負及び物件購入契約並びに財産讓渡に關する議案についてはおの原案を適當と認め、それぞれ同意可決に決した次第であります。以上本委員會に付託の各案件に對する審査の経過及び結果の概要を申上げ私の報告を終ります。

意見案第一號

開拓委員長 宮北三七郎君提出

北海道團體營かんがい排水事業溜池工事に對する補助率引上げに關する意見書

北海道團體營かんがい排水事業の溜池工事に對する國庫補助率四割五分を五割五分に引上げられたい。

(理由)

北海道團體營かんがい排水事業の溜池工事は從來特殊補助として、五割五分の國庫補助により實施して來た處であるが、本年度より普通工事として四割五分の補助率に引下げられたのである。然るに本道における溜池工事は揚水機同様の模様が大きく工事内容においても高度の技術を必要とし、且つ、冬期積雪期間中は、工事の施行に適しないため、農繁期においても工事を進行しなければならぬ状態であつて、自家勞力の提供のみを以つては經費の軽減を圖することは不可能であり、ために、本工事に伴う負擔は、關係農家に重壓を加え、事業の進捗を著しく阻害している現況である。依つて本工事に對しては、從來通り、五割五分以上の補助率とせられたいのである。右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道會議長 蒔 田 余 吉

内閣總理大臣
農林大臣
大藏大臣
北海道開發廳長官
各 通

意見案第二號

民生委員長 本多吉江君提出

北海道の保育所に對する冬期暖房用燃料費交付に關する意見書

一、北海道の保育所に對する冬期暖房用燃料費を交付せられるよう措置を講ぜられた

(理由)

近時本道においては、兒童福祉法に基く保育所が各地に設置さつ兒童の福祉と庶民經濟の安定に一大寄與をなしつつあるが、本道は冬期寒冷の特殊事情下にあるため幼兒を預り保育の任に當る保育所においては、半歳の間暖房なくして本任務の遂行に不可能の状況にある。然るに國が交付する保育所に對する措置費には、この暖房燃料費が含まれぬため冬期における保育所の運営は洵に困難なる實情にあつて、兒童福祉上ひいては庶民經濟に與える影響も極めて甚大である。依つて本道の保育所に對する冬期暖房用燃料費の交付につき措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道會議長 蒔 田 余 吉

内閣總理大臣
民生大臣
大藏大臣
參議院議長
衆議院議長
各 通

意見案第三號

民生委員長 本多吉江君提出

戰傷病者戰没者遺族等援護法改正措置に關する意見書

一、戰傷病者戰没者遺族等援護法の精神に則り、その恩恵を普遍的に享受せしめるため次のような改正措置を講ぜられたい。

一、昭和二十一年勅令第六十八號により恩給法の停止又は制限を受けた戰没者遺族及び傷痍者については同勅令を廢止し、恩給法を復活適用せしめ且現行援護法との適正なる調整を圖ること。

一、戰時災害により死没し、又は傷痍を受けた軍屬及び軍屬とみなす者の遺族及び傷痍者に對する現行援護法の適用を恩給法による一般公務員の處遇と等しくなるよう改正すること。

(理由)

平和條約發効を契機として、戰傷病者戰没者遺族等援護法の制定を見、遺族援護の第一歩踏み出したことは、國民齎しく慶びに堪えないところであるが、本法を恩給法

等と比較する場合、その處遇において尙著しい懸隔があり、援護目的達成の法の精神及び國民的要望に添えない實情にある。

而してこれら遺族及び傷病を受けた者に對しては國家補償の精神に基づき、一般公務員に等しい處遇をなすべきであり、これがためには援護法該當者中恩給法を復活適用し得るものについてはこれを行い、その他の場合については、夫々一般公務員に對する恩給法の處遇に準じ所要の改正をなし、本法律の恩惠を普遍的に享受せしめる措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長 蔭田 余吉

内閣總理大臣 内閣官房長官
 厚生大臣 引揚援護廳長官
 大藏大臣
 衆議院議長
 參議院議長
 各 通

意見案第四號

商工委員長 宮坂壽美雄君提出

鐵道貨物運賃に關する意見書

木材、木炭、石灰石、フロロイト、石膏、土管、ヒューム管、煉瓦、建材ブロック
 わら工品、鮮魚介、炊事用陶器、學用品等の低級原材料及び生活必需品は價格に占める運賃の割合が大なるため、他物資との均衡上、鐵道貨物運賃等級をこれら物資の實情にそつう改訂せられなく、若しこれが早期に實施し得ない場合は、これらの物資につき本年九月三十日までを期限として實施されている鐵道貨物運賃特別割引期限を延長されたい。

(理由)

一、鐵道貨物運賃等級の改訂について

戦後の日本經濟は價格、運賃負擔力、流通取引關係その他にはなほだしい變化を生じ、昭和二十五年年度の運賃値上げの際、貨物等級についても根本的改正が望まれたのであるが、經濟情勢不安定なところからはなほだしく運賃等級の均衡を失している貨物についてのみ部分的修正を行い、更に特別割引運賃等を決定されたのであるが、この制度は暫定的なものであるで、本年十月以降については、現在運賃負擔力の小さいと目される低級原材料品及び特別運賃割引を適用されている品目等については充分勘案の上、貨物等級を改訂されるよう措置されたいのである。

二、鐵道貨物運賃特別割引期限延長について

貨物運賃の等級改訂が本年十月以降實施困難の場合、その改訂が行われるまで引續き鐵道貨物運賃特別割引制度を繼續する措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により、意見書として提出する。

大藏大臣 引揚援護廳長官
 農林大臣
 建設大臣
 參議院議長
 衆議院議長
 日本國鐵道總長
 運輸省運輸審議廳長官
 北海道開發廳長官
 各 通

常任委員會

議會運營委員會

○九月一日、午前十時五十分、議長室において開議、ただちに代表質問の有無及び會期の見透し等を議題として詰つたが、結論に至らず午前十一時十二分一旦休憩、午後零時十三分再開して次のことを決定した。

- 一、客觀情勢の變化に伴ひ會期は九月三日までを目途とし、おそくも四日には終了することとする。
- 二、代表質問は、勞農、自由、協同の順序で行い(道政、公正は一應保留他はなし)本日中に質問を終ることとする。
- 三、他に追加提案するものがあれば、明日午前中に提案するよう理事者において取り進めること。
- 四、豫算特別委員會を設け、これに豫算、道の機構、給與條例に關することを付託し、委員の数は十五名(自由五、改進三、社會、協同各二、道政、公正、勞農各一)とすることについて各黨議員會で相

談すること。

ついで本會議は、午後一時二十分開議のことに決して午後零時四十分休憩、午後五時十分再開、自後の會議の運営について打合せ、午後五時二十五分散會。

○九月二日、午前十一時十五分議長室において開議、ただちに議案審査について諮り、特別委員の持ち方について、種々意見があつたが、結論を得るに至らず、午前十一時二十分一旦休憩、午後零時十五分再開して次のことを決した。

一、昨日提案のあつた特別委員の設置については、豫算のみとせず議案全般（請願陳情を除く）を一括付託審議する（委員の數及び各黨割當は昨日決定のとおり）

二、本日の本會議は議案審査特別委員の設置、ついで追加議案第四十三號乃至第五十一號の知事提案説明、終つて議案の付託をする。

三、明三日の本會議は、午後一時開議、日程第一教育委員選舉の件、日程第二、議案審査の件、日程第三請願、陳情審査の件とする。

次に本日の本會議を午後一時開議することを申合せて午後零時三十分散會。

○九月三日、午後二時三十分議長室において開議、各般の情勢から、本日の審議終了は困難とみられるので、會期延長について諮り、種々意見があつたが、一應一日延長することに決し、本日の本會議は午後二時四十分開議、會期延長のみで散會すること、明四日の議運は正午本會議は午後一時開會する目安で自後の委員會運営をすることとし、午後二時三十七分散會。

○九月四日、午後一時四十五分、議長室において開議、

一、本日の日程第一、教育委員選舉については、各黨派代表者會議を開き、その結果を待つてからにすること。

二、日程第二の議案審査の件については、少數意見の報告及び討論はないことを確認。

三、日程第三、請願及び陳情審査の件については、委員會報告どおり決定すること。

四、日程に追加して、意見案第一號乃至第四號を上程即決すること。五、なお會議案第一號につき山口局長から説明議案第十三號議決後、上程即決すること。

午後二時四十分頃までに教育委員選舉について各黨派代表者會議の結論が出ない場合は本會議を開議、時間延長のみを行うことを了承一旦休憩。

午後五時十一分再開

一、教育委員選舉について諮つたが、代表者會議は意見まとまらず、本委員會においても、今會期に決定すべしとの意見と次期會期まで延長すべしとの意見對立、結論に至らず、午後五時五十四分、立原委員長は、採決以外に方法がないと思うので代理出席の委員は正委員と代られたいと述べて休憩。

午後九時三十六分再開

教育委員選舉について、次期會期まで延期の意見であつた棚川委員（協同）は本會期解決の線を出し、また、本日の日程を變更して議案審査その他既に委員會審査済の事項を先議して後に教育委員の選舉を行うべしとの動議を提出していた旭委員（自）も動議撤回同調の意見を述べ、立原委員長より黨派の數からみると教育委員選舉を行うという方が多いので、第一に、教育委員選舉を行うこと及び選舉は投票によることに決して諮りそのことに決し、なお各黨派より各一名開票立會人の選出を決定、ただちに本會議を開議する旨を述べて午後九時三十八分散會。

總務委員會

○九月二日、午前十一時四十分、第一委員長室において開議、西田（信）委員長（自）より今議會に提案される追加案件の説明聴取及び付託請

願、陳情の審査を行う旨を述べ、まず追加案件議案第四十三號乃至第五十一號を議題とし、總務部長の説明聴取、桑野委員(自)より質疑應答の後、請願第二百十三號は採擇、同第二百十四號及び陳情第二百三十六號は保留に決し、午後零時十分散會。

文教委員會

○九月二日、午後零時十五分、第一委員室において開議、糸川委員長(協同)より付託請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第九十五號は採擇同第二百五號及び陳情第二百十三號は保留に決し、午後零時二十分散會。

水産委員會

○九月四日、午前十一時四十五分、第一委員室において開議、松平委員長(自)より付託請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第二百四十九號陳情第二百六號、第二百七號は同趣旨につき一括議題とし、採擇に又陳情第二百一十一號も採擇に決した。
次に新川委員(勞)より本州機船底曳入會船についての對策について又沖野委員(公)より北洋漁業に従事した漁夫の處遇について質疑があり、それぞれ答辯あつて午後零時五分散會。

民生委員會

○九月二日、午後三時三十五分、民生部長室において開議、付託請願、陳情の審査にあり、請願第九十七號、第二百三十五號、陳情第二百八號第二百三十四號、第二百三十五號は採擇に決した。
次に本多委員長(改)より戦傷病者、戦死者遺族等援護法改正措置に關する件については意見案として、今議會に提出したいと諮り、一同賛成、案文起草を委員長一任に決した。
次に新川委員(勞)より保育所の各期燃料費措置方について中央に要

望の發言あり委員長より本件についても今議會に意見案として上提について諮り異議なく案文起草を委員長一任に決し、午後四時五分散會
○九月四日、午後零時十分、第一委員室において開議、去る二日の委員會において決定した戦傷病者戦死者遺族等援護法改正措置に關する意見書及び本道の保育所に對する冬期燃料費交付に關する意見書案の案文につき諮り、異議なく草案の通り提案を決定、午後零時二十分散會。

農政委員會

○八月二十八日、午後二時、經濟部長室において農政小委員協議會を開議、秋山副委員長(協同)より、瀧川種羊場の土地買収問題について農政委員會側より、もう一度現地を調査して、しかるべき結論を出して貰いたいという申し入れがあつたが、一應この土地に對する法的見解について報告したい旨を述べ、その説明を求め、理事者側の説明を聴取、平野(自)高橋(社)兩委員より意見あり、副委員長より、天體の意見は瀧川種羊場の土地は離すべきでないということに一致しているようであるから、明日農政委員と會合を持つよう連絡し、その趣旨について話合する旨を述べ、午後二時五十分散會。

附記 八月二十九日、午後三時十分經濟部長室において農政小委員、農政委員會同協議會を開き、瀧川種羊場の土地買収問題について、議會側の意向を傳へ懇談したが結論に至らず、秋山副委員長(協同)よりともかく今後種羊場の強化をますます圖つていかなければならぬので、種羊場の土地はこれ以上縮少することができないということを我々委員として確認しているので、そのように善慮されたい旨を要望して、午後四時三十分散會。

○九月一日、午後零時十五分、第三委員室において開議、秋山副委員長(協同)より北海道農産物検査條例の一部を改正する條例案、及び農業倉庫建設補助について理事者の説明を求め、農業協同組合課長より條例一部改正案の提案理由、農業倉庫補助金についてそれぞれ説明があり、又農業試験場の整備擴充方について農業改良課長より要望があり、高橋(社)朝倉(自)和平(勞)若林(道政)の各委員より試

驗場の定員縮減問題に對して意見の開陳がなされた後、農政課長より今年の作況について報告があつて午後一時十五分散會。

○九月三日、午前十一時三十分、第三委員室において、開議、秋山胡委員長（協同）より付託請願、陳情の審査を行う旨を述べ請願第九十四號、第二百六號、第二百十二號、第二百三十三號、第二百三十四號、第二百三十九號、第二百四十號、第二百四十三號は採擇、同第二百一號は不採擇に、又陳情第二百四號第二百五號は採擇、同第二百十二號は不採擇に決し、午後零時十五分散會。

衛生委員會

○九月三日、午後零時四十分、第三委員室において開議、田中委員長（自）より付託請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第九十六號、第二百四十一號、第二百四十二號は採擇に又、陳情第二百一號乃至第二百三號、第二百二十八號、第二百二十九號は採擇、同第二百三十七號は保留に決し午後一時三十分散會。

商工委員會

○九月二日、午後一時五十分、第三委員室において開議、朝日副委員長（改）より付託請願及び陳情審査を行う旨を述べ、請願第二百三十二號は調査保留、陳情第二百九號は採擇に決し、なお鐵道貨物運賃問題については總合的に検討して意見案を提出することにし、午後二時五分散會。

開拓委員會

○九月二日、午後一時十五分、開拓部長室において開議、宮北委員長（協同）より付託請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第二百三十號、第二百三十一號、第二百三十六號、第二百四十六號は採擇、同第二百四十四號は保留、陳情第二百三十二號は採擇に決した。なお陳情第二

百三十二號に關連して、種々討議の結果、本件に關しては、意見案として提出、中央に強く要望することを決定して、午後一時四十八分散會。

林務委員會

○九月二日、午後二時四十七分、林務部長室において開議、西川委員長（改）より付託請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第二百十五號、第二百十六號は採擇に決した。次に前回調査保留になつていた、陳情第四百四十六號及び第六十四號について諮り岡林委員（社）の調査結果の報告あつて採擇に決した。次に北海道木材協會會長外三名よりアルブ材炭礦用坑木の價格引下げ及び國有林産物の賣拂代金の延納期間の延長について陳情を聽取午後四時四十八分散會。

土木委員會

○九月二日、午後二時五分、第一委員室において開議、中牧副委員長（自）より去る七月二十五日天北地帯をおそつた豪雨水害狀況調査のため土木委員として、副委員長及び新保委員（公）が視察したので承認されたいと諮り異議なく了承、ついで付託請願、陳情の審査にあり、請願第九十九號乃至第二百四號、第二百九號、第二百十號、第二百十七號乃至第二百二十九號、第二百三十七號、第二百三十八號は採擇、同第九十八號、第二百七號、第二百八號は調査保留、陳情第二百十號、第二百十四號、第二百十七號乃至第二百十九號、第二百二十二號、第二百二十五號乃至第二百二十七號、第二百三十三號は採擇、同第二百十五號、第二百十六號は調査保留、同第二百二十一號、第二百二十三號は保留、同第二百二十號、第二百二十四號は不採擇に決し、ついで土木部長より公共工事の前拂金保證事業に關する法律の立法趣旨、北海道建設業信用保證株式會社の概要、及び昭和二十六、七兩年度機械整備費による整備現況について説明を聽取、午後二時五十分散會。

建築委員會

○九月二日、午後三時、第一委員室において開議付託陳情の審査を行い、陳情第二百三十號はなお研究の要ありとし保留に決し、午後三時十分散會。

特別委員會

議案審査特別委員會

○九月二日、午後二時四十三分、議長室において開議、まず委員長、副委員長の互選について諮り、委員長には、道下委員(改)副委員長には糸川委員(協同)を決定した。

ついで審議の方法について諮り、各黨より各一人の世話人を出して打合せの結果、本日より直ちに審議にすることに決したが、各常任委員會が開會されている關係もあり、午後五時まで休憩を宣した。

午後五時二十分再開、付託議案のうち、本日は機構改革及び給與條例等議案第十三號乃至第二十號のみを審議することとし、質疑に在る。

三室委員(自)より新生活建設協議會事務局について、給與條例、職員勤務時間及び休暇等に關する條例について、昇給について、専門委員の費用辨償について質疑あり一旦休憩、午後六時五分再開。

三室委員の質疑に對する答辯を終つて、次に旭委員(自)より港灣、漁港事務の所管部について、給與條例中の昇給、勤務地手當、年末手當について質疑、應答あり、ついで沖野委員(公)より職員の給與條例については、まだ検討の余地があるので、總務委員會に付託替の上閉會中繼續審査とせられたい旨の動議があり、道下委員長(改)一應協議したい旨を述べ休憩を宣した。

午後七時三十分再開。

沖野委員よりの動議については、一應保留し質疑を續行する旨を述べて質疑に在り、桑野委員(自)より部設置條例に關連して商工部の所管事項について、副知事設置條例について質疑、應答の後、新川委員(勞)より給與條例中、國の職員と相違する主なる點について、職階制の實施について、宿舍の無料貸付に關連して義務居住の場合の扱い方について、給料の基準は道の場合と教育委員會との扱いに區別のある理由について、勤務時間について質疑、應答あり、次に沖野委員(公)より地域給の不合理について、特殊勤務手當の支給豫定額について、船員給料について教員の特殊勤務手當の増額について質疑、應答あつて、午後九時十分散會。

○九月三日、午後零時、議長室において開議、昨日に引續き議案第十三號乃至第二十號について質疑續行、新川委員(勞)より道人事委員會提出の給與ベースの意見書及び石炭手當の意見書について、道職員福利厚生施設について、特殊勤務地手當條例制定等について、金澤委員(自)より道立病院の醫師の待遇引上げについて、三室委員(自)より特別昇給について質疑、應答の後、道下委員長(改)は質疑打切りについて諮つたが、沖野委員(公)より、質疑打切りの前に保留になつてゐる動議(沖野委員提出の給與條例を總務委員會に付託替審議の)について決められたい旨の發言あり、これに對し本多(改)新川(勞)旭(自)委員より意見あり、委員長暫時休憩を宣す。

午後四時五分再開、委員長より沖野委員の動議については、討論の段階まで保留する旨を告げ、次に議案第十三號乃至第二十號の案件以外の全議案について審査を行う旨を述べ、一括議題に供し、まず、總務部、教育委員會所管から質疑に在る。三室委員(自)より民間放送會社の増額出資、風俗營業取締法施行條例の改正について、新川委員(勞)より新生活建設協議會に對する交付金、日米學校協會北海道支部の構成について、若林委員(道政)より新生活運動に對する全道の組織並びに刷新運動の概要について、沖野委員(公)より高等學校

改築費の内容につて、又寄宿舎、教員住宅の買収につて、本多委員(改)より道職員の海外出張旅費につて質疑、應答あつて、一旦休憩、引續き再開、衛生部、商工部、經濟部、民生部、労働部、農地部所管を議題とし、沖野委員(公)より消防水利施設補助の配分方法につて、保健婦設置補助につて、機械貸與豫算につて、質疑、應答あり次に土木部、水産部、建築部、林務部及び開拓部所管に移り、新川委員(勞)より北海道建築業信用保證株式會社の性格及びこの會社に道が出資する理由につて、これに關連して若林委員(道政)より同會社の運営に對する道の發言權につて、西川(正)委員(改)より、北見地方に電氣設備資金の支出につて、これに關連して沖野委員(公)より、災害町村に對する融資の考え方につて、新川委員(勞)より道營競輪特別會計からの繰入金の使用につて、沖野委員より道立公園の基礎調査につて、質疑、應答あつて一旦休憩、午後八時十五分再開。

道下委員長(改)付託案件の全部を議題とし、まづ沖野委員の動議を問題とし、沖野委員の發言あつた後、動議に賛成者の起立を求め、起立少數にて沖野委員の動議は否決された。

次に新川委員(勞)より議案第十四號、第十七號及び第十八號の給與條例につては四點の希望條件を付して原案可決の動議を提出、賛成あつて動議成立、直ちにこの動議を採擇の結果起立多數をもつて可決され從つて議案第十四號、第十七號及び第十八號の各給與條例には四點の希望條件を付して原案可決、議案第一號乃至第十三號、第十五號、第十六號、第十九號乃至第三十六號、第三十九號、第四十號、第四十二號乃至第五十一號はいずれも原案可決と決し午後八時二十五分散會。

北海道議會開發審議會

北海道議會開發審議會常任委員會

○九月一日、午後零時十五分、第一委員室において開議、蒔田會長寒地住宅法制定促進につて諮り、異議なくこれを決し、ついで北海道總合開發につて昭和二十八年年度要望事項の説明を聴取、午後一時五分散會。

請願・陳情

第三回定例道議會において、各常任委員會に付託された、請願、陳情並びに審査の結果はつぎのとおりである。

文書 表番 號	件名	請願者	付託 委員 會名	審査 結果
194	膽振支廳管内に道立農業試驗場支場設置の件	膽振支廳管内町村會 長外二名	農政	採擇
195	小樽水産高等學校校舍改築の件	小樽水産高等學校文 明教師會會長鶴谷吉 四郎外一名	同	同
196	羅臼村隔離病舎建設に對し助成方の件	羅臼村長	衛生	同
197	國民健康保險振興對策の件	國民健康保險北海道 連合團體連合會	民生	同
198	町村道川西八千代(伏古驛線)清水町美蔓伏古驛線準地方費道昇格の件	芽室町長外三名	土木	同
199	準地方費道中美生御影停車場線報告地區改良繼續工事施行の件	芽室町長外一名	同	採擇
200	準地方費道東瓜森芽室線道路改良工事施行の件	同	同	同

216	215	214	213	212	211	210	209	208	207	206	205	204	203	202	201
磯谷村に砂防造林の件	羊蹄山麓治山事業促進のため緊急調査施行方の件	廣尾町を地域給の三級地として指定方の件	石炭手当増額要望の件	稲熟熱線防対策費増額の件	函館本線(小澤驛―銀山驛間)の鐵道用地分割掘下要望の件	准地方費道千歳―由仁線改良工事施行の件	地方費道千歳―支笏線改良工事施行の件	千歳町地内マテ川改修工事施行の件	町村道を地方費昇格の件	留萌管内水害緊急対策の件	町立芽室高等學校道立移管の件	准地方費道幕別芽室停車場線道路改良工事施行の件	准地方費河川美生川改修繼續工事施行の件	准地方費河川帶廣川及び芽室川の改修工事施行の件	町村道芽室市街東一條側溝工事に對し補助の件
磯谷村長外四名	羊蹄山麓治山事業促進期或會長外三名	廣尾町長外十二名	北海道全官公廳労働組合協議會議長	農業委員會空知連合會長	岩内郡小澤村字ヤトセ工藤吉雄外十名	同	同	千歳町長外一名	安平村長外五名	留萌支廳管内町村會長外一名	同	同	同	同	芽室町長外一名
同	林務	同	總務	同	農政	同	同	同	土木	農政	文教	同	同	同	土木
同	採擇		同	採擇	不採擇	同	採擇			採擇		同	同	同	採擇

232	231	230	229	228	227	226	225	224	223	222	221	220	219	218	217
タンニン企業再建に對し援助方の件	土壤侵蝕防止事業促進の件	土壤侵蝕防止事業の促進について	水害復舊對策の件	京極村所在鐵山線砂利道補修工事に對し補助の件	京極村所在中野農場道路改良工事に對し助成の件	町村道美唄達布幌向間を准地方費道路に昇格の件	町村道留壽都京極線補修工事に對し補助の件	樽岸村所在町村道新道改良工事に對し補助の件	准地方費道東十一號線道路補修工事施行の件	准地方費道岩見澤―原田線の補修工事施行の件	村道青木線道路の改良工事に對し道費補助の件	町村道砂利道補修工事に對し補助の件	樽岸村所在町村道中ノ川通線改良工事に對し補助の件	准地方費道入舸―岩内線中一部切替工事施行の件	天賣村所在天賣―相影線(裏海外)を准地方費道昇格の件
旭川市新富町日本タンニン工業株式會社	富良野町長	後志土地改良促進協會	豊富村長	同	京極村長	北村長	留壽都村長外二名	樽岸村長	同	同	岩見澤市長外一名	廣尾町長外一名	樽岸村長	泊村長	天賣村長外一名
商工	同	開拓	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	土木
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

248	247	246	245	244	243	242	241	240	239	238	237	236	235	234	233
大夕張ダム建設地区農業假倉庫設置の件	大夕張ダム建設に伴う営農補償対策の件	斜里町畑地灌がい事業促進の件	町村道砂川町北三號道路及び歌志内町大曲線改良工事に對し補助の件	稚内沼川地区水害對策の件	稚内沼川地区水害による営農對策の件	尻岸内村傳染病隔離病舎新設費に對し補助金交付の件	豊富村日無地区に道立診療所設置の件	道立農業試驗場の整備擴充の件	出水による農産關係被害對策の件	下エベコリベツ川切替及び護岸工事促進の件	幕別町上水道工事に對し補助の件	道管かんがい溝工事に對する地元負擔金延納又は貸付の件	保健婦設置に對し道費補助の件	自作農創設維持資金融通額増額の件	農業倉庫建設補助金増額の件
同	夕張市長外一名	斜里町長外一名	歌志内町長外一名	同	稚内市長	尻岸内村長	豊富村長	北海道酪農協同組合連合會會長	猿拂村長	豊富村長外一名	幕別町長外一名	空知郡北村幌太布土 地改良區理事長	多寄村長	農業委員會空知連合會會長	札幌市北四、西一 指導連會會長
同	同	開拓	土木	開拓	農政	同	衛生	同	農政	同	土木	開拓	民生	同	農政
		同	採擇		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	採擇

206	205	204	203	202	201	257	256	255	254	253	252	250	249
水檢長萬部派出所廳舎新築の件	二化蠟蟲豫防藥劑購入に對する補助の件	稻熱病豫防藥劑購入に對する補助金増額の件	伊達町隔離病舎改築工事に對し道費補助の件	旭川市所在道立中島病院移設方の件	上磯保健所戸井支所廳舎移轉新築の件	網走保健所整備昇格の件	町村道十二線道路(止別市街―札鶴市街間)道費道路昇格の件	馬鈴薯萎縮病並びに輪腐病防除對策の件	町村道カルルス―ベーカー久保内線準地方費道昇格の件	岩見澤市に勞災病院設置の件	函館市に北海道學藝大學四年制課程創設の件	北海道大學水産學部整備擴充に對し補助の件	水檢法華派出所廳舎新築の件
長萬部町漁業協同組合組合長外三名	納内村長外十名	沼田町長	伊達町長	旭川市長	戸井議會議長外一名	網走保健所運營協議會會長外十二名	小清水村長外一名	網走支廳管内町村會會長外一名	幌別村長外四名	岩見澤市長外九名	函館市議會議長外一名	北海道大學水産學部整備擴充後援會會長	同
水産	同	農政	同	同	衛生	衛生	土木	農政	土木	勞働	同	總務	水産
同	同	同	同	同	採擇								採擇

陳情
文書
番號
件名
陳情者
付託
會名
審査
結果

223	222	221	220	219	218	217	216	215	214	213	212	211	210	209	208	207
小樽釧谷間町村道伍助澤道路を準地 方費道昇格の件	前田村所在村道上架野舞納中央線改 良工事に對する助成の件	忍路一兩島間陸道開さくの件	余別村所在村道川沼道路改修の件	余別村神岬沼前より神黒内村に至る 海岸道路修工促進の件	東島牧村所在歌島港補修改良の件	東島牧村輕白港新設の件	札幌市北園山地區を含む琴似土地區 劃整理實施の件	小樽市所在平磯公園整備方の件	小樽、赤井川間開拓道路を準地方費 道に昇格の件	羽幌町立太陽高等學校(定時制)道 立移管の件	龍川町所在道立種羊場用地内立入(借 地)許可促進の件	河川内鮭鱈漁業許可反對の件	中川村市街地簡易水道施設に對し道 費補助の件	木炭の鐵道輸送賃に關する件	新夕張二區保育所設置に對する道費 補助増額の件	水檢管内派出所廳舎新築の件
鹽谷村長	前田村長	鹽谷村長	同	余別村長	同	東島牧村長外一名	札幌市議會副議長外 七名	同	小樽市長	羽幌町長外一名	赤平町東海漁業株式 會社豐里漁業所長	北海道鮭鱈保護協力 會連合會長	中川村長	北海道薪炭協同組合 理事長外八名	夕張市長外一名	岩内郡漁業協同組合 長外二名
同	同	同	同	同	同	同	同	同	土木	文教	農政	水産	土木	商工	民生	同
	採擇		不採擇	同	同	採擇			採擇		同	同	同	同	同	同

241	240	239	238	237	236	235	234	233	232	231	230	229	228	227	226	225	224
バルブ原本拂下方要望の件	坑末拂下價格引下方要望の件	國、道、大學林賣拂材價安定方策の件	國有林産物買掛代金延納期間の延長 に關する件	市町村の行う清掃事業促進の件	香更村地區の地域給に關する件	民間児童福祉施設に對し補助の件	消防水利施設補助の件	壽都村所在町村道登旭野本線砂利道 補修工事に對し補助の件	北海道的體營管がい、排水事業溜池工 事に對する助成の件	農業倉庫建設補助金増設の件	北海道建築基準法施行條例の一部改 正方要望の件	道立増毛病院に上水道敷設の件	増毛町に隔離病舎建築の件	東島牧村所在折川改修工事施行の件	町村道木目黒松内間道路補修工事に 對し補助の件	入舸村日司港擴張工事施行の件	準地方費道等都港線中黒松内驛 前道分間道路路幅擴張の件
王子製紙工業株式會 社社長	日本石炭協會北海道 支部長	同	木材協會會長外十一 名	第三回北海道清掃大 會參加市町村長	香更村長	社會福祉協議會會長	船振支應管内町村消 防團長	壽都村長	多度志村土地改良區 理事長外四名	北海道指導連會長	財團法人北海道消防 協會會長	同	増毛町長外一名	同	東島牧村長外一名	入舸村長外一六名	壽都町長
同	同	同	林務	衛生	開拓	同	民生	土木	開拓	農政	建築	同	衛生	同	土木	土木	同
						同	同	同	採擇			同	同	同	採擇	採擇	不採擇

備考 審査の間に於ける空白は、未審査及び調査保留のものである。

會 合

北海道開發審議會

○九月四日、總理大臣官邸において、總會開催、次の事項を審議した。

- 一、昭和二十八年年度豫算要求について
 - 二、北海道開發事業費の一括審議に關する要案について
 - 三、幾春別川及び十勝川糠平の電源開發に關する建議について
 - 四、道東及び道北地區における火力發電所設置について
 - 五、寒地住宅に關する小委員會設置について
 - 六、てん菜生産振興臨時措置法案の建議について
 - 七、貨物運賃特別割引制度繼續要望建議について
- ちなみに「昭和二十八年年度北海道開發に關する概算要求額」は次の通りである。

昭和二十八年年度北海道開發に關する概算要求額調

事 項	昭和二十八年 度要求額	前年度豫算額	比較 増△減
一、北海道開發事業に要する經費	四、四三、一五九	一〇、〇六一、〇〇六	三、、〇三、九四七
北海道河川等事業費	七〇七、七四〇	一、八三、一八〇	五、、五、六、一四〇
幾春別川總合開發事業費	九〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
北海道砂防事業費	一〇一、〇〇〇	四一、〇〇〇	六〇、〇〇〇
北海道山林事業費	一、五五、一六二	五五、一六二	一〇〇、〇〇〇
北海道土地改良事業費	五、四八、七三七	一、五五、五五九	三、、九三、一七四
北海道開拓事業費	五、九三、二九八	一、九九、四三三	四、〇三、八六五
北海道水産施設費	三、四九、三三四	五八、一八〇	二、八七、二〇四
北海道道路事業費	九、五七、〇〇〇	二、〇九、八八一	七、四七、一五九
北海道港灣事業費	二、五七、九〇〇	四七、〇〇〇	二、一〇〇、九〇〇
北海道都市計畫事業費	一、九七、七五五	元、四〇〇	一、九七、三五五
北海道住宅施設費	二、五五、二六五	二六、七三三	二、二八、五三二

- 北海道建設機械整備費
- 北海道水道施設費
- 北海道航路標識整備費
- 北海道開發事業附帶事務費
- 北海道總合開發計畫調査に要する經費

合 計	一、元五、七六六	四六、七三〇	九七、〇〇六
北海道開發計畫費	三、九八、八四八	三〇、〇〇〇	三、六八、八四八
電源開發計畫調査費	九、五七、〇〇〇	一四、〇〇〇	八、五七、〇〇〇
農地開發計畫調査費	三、四九、五〇〇	三、六〇〇	三、四八、九〇〇
未利用漁場開發計畫調査費	三、三三、三六〇	三、〇〇〇	三、三〇、三六〇
地區總合開發計畫調査費	一〇、二五、〇〇〇	〇	一〇、二五、〇〇〇
地下資源開發計畫調査費	九、四四、〇〇〇	〇	九、四四、〇〇〇
石油及び天然ガス資源開發計畫調査費	四、一三、三六〇	〇	四、一三、三六〇
鑛工業開發計畫調査費	一四、一六、一〇〇	〇	一四、一六、一〇〇
交通運輸擴充計畫調査費	五、九三、九〇〇	〇	五、九三、九〇〇
ヘリコプター購入費	五、三三、三六〇	〇	五、三三、三六〇
三、人件事務費等に要する經費	一、七五、二二九	六六、四八八	一、〇八、七四一
北海道開發廳	三、四九、九一一	一五、九九五	三、三三、九一六
北海道開發局	一、四六、〇六七	五〇、一三三	一、〇五、九三四
北海道開發事業事務費	三九、一〇〇	三、三三三	三六、七六七
合 計	四、〇六、二六四	一一、三三、五五〇	三、七〇、二七〇

一道北部七縣議會議長會

○九月十一日より三日間、岩手縣において開催、つぎの議案を審議した

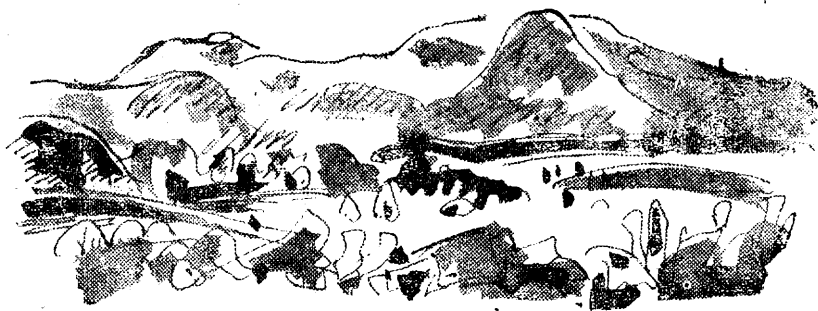
- 一、公職選舉法第八十九條（公務員の立候補制限）の改正について
- 二、新規財政需要に對する財源措置について
- 三、農業協同組合の強化策實施について
- 四、農林漁業組合再整備資金の融通制度確立について
- 五、草地農業振興について
- 六、積雪寒冷地帯道路補修について
- 七、道路橋梁補修費に對する國庫補助の繼續について

- 一、東北地方の河川改修費及び災害復舊費の大巾増額について
- 一、災害土木工事の早期復舊について
- 一、治水対策の促進について
- 一、繼續土木事業等の繼續費設定並びに地方債の承認方について
- 一、地下資源調査事業費國庫補助並びに調査要員の養成について
- 一、國有林野整備臨時措置法改正について
- 一、民有林の造林事業に對する國庫補助について
- 一、地対策費の増額について
- 一、積寒法國庫補助率の増額について
- 一、積雪寒冷單作地帯農業振興事業について
- 一、自作農創設維持に要する金融制度の確立について
- 一、土地改良事業に對する農林漁業特別融資の大巾實施について
- 一、災害復舊耕地事業の早期完成について
- 一、國有牧野の利用權設定の實施について
- 一、急傾斜地帯農爰振興臨時措置法並びに特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法による地域指定について
- 一、鐵道貨物運賃改訂等について
- 一、海外留同胞救出について
- 一、國道路線を東北地方建設局作成要望案通り指定方について
- 一、千島齒舞諸島の返還復歸について

全國都道府縣議長會參與會

○九月十二日、東京都において開催、次の事項を協議した。

- 一、全國都道府縣議會職員（議事々務中心）研修會實施計畫について
- 一、恩給法の改正實施について
- 一、速記講習を議長會事業とすることの可否について（次下二件は懇談事項）
- 一、定例調査事項について



資料

「國際連合」についての資料

一、日本の國連加盟問題

國連安全保障理事會の議題となつていた、日本の國連加盟申請案は、提案國の米及びこれを支持する諸理事國十カ國と反對するソ連との間に激しい應酬を重ねた結果、九月十八日の表決で、賛成十票對反對一票となつたが、このソ連の一票はいわゆる拒否權の發動となり、日本加盟は否決された。

なお國連安保理事會は九月八日、ソ連提出の十四カ國一括加盟案を反對五票（米、ブラジル、中國、オランダ、ギリシア）賛成二票（ソ連、パキスタン）棄權四票（英、佛、チリ、トルコ）で否決したが、これに含まれる十四カ國はつぎのとおりである。

ソ連附諸國（五カ國）

アルバニア、外モンゴル、ブルガリア、ルーマニア、ハンガリー

西歐側支持國（九カ國）

フィンランド、イタリア、ポルトガル、エール、ヨルダン、セイロン、ネパール、リビア、オーストリア、ついで十九日にはフランス

提案のヴェトナム、ラオス、カンボジアの三國は賛成十票反對一票（ソ連の拒否權）及びソ連提案のヴェトナム民主共和國（ホー、テ）、ミン政權）は賛成一票（ソ連）反對十票でいずれも否決された。

二、國際連合の成立

今次大戰後の平和機構について、初めて公式に方針を決定したのは、一九四三年十月のモスクワ會談であるが、一九四五年六月二十六日署名

された國際連合憲章は、所定の各國が批准書を寄託した同年十月二十四日に効力を發し、國際連合は正式に誕生した。

現在の加盟國は次の六十カ國である（註○印は後から加盟した國である）

○アフガニスタン、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ボリヴィア、ブラジル、○ビルマ、白ロシア、カナダ、チリ、中國、コロンビア、コスタリカ、キューバ、チエコスロヴァキア、デンマーク、ドミニカ、エクワドル、エジプト、サルヴァドル、エチオピア、フランス、ギリシヤ、グアテマラ、ハイネ、ホンジュラス、アイスランド、インド、○インドネシア、イラン、イラク、○イスラエル、レバノン、リベリア、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ニカラガア、ノルウエー、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、サウジアラビア、○スエーデン、シリア、タイ、トルコ、ウクライナ、南阿連邦、ソ連、英國、米國、ウルグアイ、ヴェネズエラ、○イエーメン、ユーゴスラヴィア

三、國際連合の機構

① 主要機關、互いに獨立の機關で次の六つである。

總 會

經濟社會理事會

國際司法裁判所

② 補助機關は主要機關が、その下部機構として設けたものであり、特に重要なものは、總會の下にある、中間委員會（小總會）

安保理事會の下にある、軍事參謀委員會、原子力委員會、軍縮委員會

經濟社會理事會の下にある、人權委員會等である。

③ 外廓機關は經濟社會理事會の管掌する専門的事項を處理するため、

別個の國際條約により設立された機關で、國際労働機關（ILO）

ユネスコ等専門機關というのがこれである。

次に少しく主要機關について概説すれば

① 總會は毎年秋に通常總會、必要に際して特別總會が開かれる。

② 安全保障理事會は五常任理事國（現在中國、フランス、ソ連、英國、米國）と總會で二年の任期で選舉される非常任理事國六カ國で構成する。

議長はA B C順により、一月ごとと交替する（但し利害關係を有する問題が審議されるときは次順位になる）

なお安保理事會では、極くわずかな手続事項を除いて殆んどすべての決定に拒否権が認められている。

③ 經濟社會理事會は總會で三年の任期で選舉される十八カ國で構成される。

④ 信託統治理事會は構成する國の數は一定していないが、現在は十二カ國である。

⑤ 國際司法裁判所はオランダのハーグにおかれ、その裁判官は十五名で、國籍の如何を問はず總會と安保理事會の双方で選舉される。

⑥ 事務局はニューヨーク市に新築された國連本部内に所在し、事務總長の下に、世界中の各國人約四千五百名の職員が働いている。

四、國際連合の活動

① 國際連合の第一の目的は、國際平和及び安全の維持である。國際連合憲章が規定する國際的平和維持の方法には、國際紛争が起つたときに、當事者双方の主張を妥協させる平和的解決方法と、侵略國に制裁を加えて紛争を抑壓する強制的解決方法とがある。

② 次に第二の目的は、國際協力、特に平素各國間における經濟的、社會的、文化的、教育的、又は技術的協力が、戰爭の根本原因を除くために最も重要なことであり、國際連合はその外廓機關として、専門機關と稱する獨立の國際機構を設けている。

特に國際連合は、人類福祉の根本は基本的人權の尊重にありとして、

人權委員會を設置し、この委員會で起草した「世界人權宣言」は、一九四八年十二月十日、第三回國連總會で採擇された。この人權宣言は國際史上畫期的大文字で一種の、「世界法」として認められている。

ガット（關稅及び貿易に關する一般協定）に關する資料

一、日本の「ガット」加盟問題

「ガット」に對する日本の加盟申込について、ガット事務局より書面をもつて加盟各國に問合せた結果、英國外二カ國の反對があつて拒否されたため、十月二日からジュネーヴ（スイス）で開かれる第七回年次總會で日本加盟問題が討議される。この總會で全加盟國の三分の二の賛成（一般協定三三條の規定により）が得られれば、日本の加盟が認められ加盟各國との間に關稅交渉が開かれることになる。

二、「ガット」加盟國

「一般協定」は一九四八年に發効、現在次の三十四カ國が締約國となつている。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ビルマ、カナダ、セイロン、チリー、キューバ、チェコスロヴァキア、デンマーク、ドミニカ、西獨、フィンランド、フランス、ギリシヤ、ハイチ、インド、インドネシア、イタリア、リベリア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージランド、ニカラグワ、ノールウェー、パキスタン、ペルー、南ローデシア、スウェーデン、トルコ、南アフリカ、連合王國（イギリス）アメリカ

三、今までに行われた關稅交渉

關稅交渉は、一九四七年ジュネーヴにおいて行われ、ついで一九四九

年にアムシー（フランス）一九五一年にトーケイ（イギリス）で行われた。なお韓国及びフィリピンはトーケイ關稅交渉に参加し、又ウルグワイはアムシー及びトーケイ交渉に参加している。

四、ガットの成果

「一般協定」の實施以來、締約國國が取扱つた種々の問題のうち、とくに顯著なものが、三つある。①關稅引下げのための交渉、②協定による義務から生ずる締約國間の紛争の解決、③國際收支擁護のための數量的輸入制限の問題がそれである。

五、「關稅及び貿易に關する一般協定」の規定の概要

「一般協定」は、三部に分れてゐる。最初の二カ條よりなる第一部は主要部分をなしている。それは、政府が相互に交渉した關稅讓許に生命を付與し、かくして合意された稅率を最大限のものとして尊重され、且つ、締約國政府間において原則として無差別的に適用されることを保證する。

「協定」の第一部に關し、締約國は、絶對的拘束、すなわち、それぞれの立法府はこの條項に拘束され、更に締約國の一致の合意なくしては條文に變更を加えられないという拘束を受諾した。

「協定」の第二部は、二十一カ條を含み（第三條より第二十三條まで）關稅引下げの價值が貿易上の他の統制、特に、數量的輸入制限の採用により又は施行上の變更により若しくは内國課稅、新評價方法、通關手續等により歪曲されないよう保證することを以てその主目的としている。暫定的適用に關する議定書及び諸政府を「協定」に加入させた諸議定書に基いて、締約國は、「協定」の規定を「現存の法令と合致する最大限度まで」適用すべき義務を負つてゐる。「協定」を最終的に適用するに至れば初めて締約國は、これらの規定に完全には合致しない法令を

修正するため、それぞれの議會に法律案を提出するよう要求されるのである。「協定」のこの部分は、締約國の三分の二の同意で修正できるがこの修正は、これを受諾した國のみを拘束する。

第三部（最後の十二カ條よりなる）は、加入及び効力發生、締約國の共同動作、脱退、修正等の問題を取扱つてゐる。暫定的適用に關する議定書及び加入議定書によつて、締約國は「協定」の第三部に關し、第一部と同様、充分に責を負つてゐる。

第一部 最惠國待遇

「協定」の基本的規定は、締約國が最惠國待遇を相互に與え合うことを要求するものである。この條は、關稅、輸出に關連した支拂及び手續に關し、いずれかの國に與えた一利益、恩惠、特權又は免除」を、他のすべての締約國に對して無條件に與えるべき旨規定してゐる。同條は更に、一定の期日に現に有効であり、且つ、引き続き有効と認められる關稅特惠の様式による例外を列舉してゐる。特惠が實施されてゐる地域は、附屬書中に掲げられてゐるが、それには主權國及び屬地の双方が含まれてゐる。

第二條 關稅讓許表

本條は、附屬關稅表を「協定」第一部の不可分の一部としてあり、また、各締約國に他の締約國との通商に對してその關稅表に規定した待遇よりも不利でない待遇を與えるべき旨要求してゐる。各關稅表は二つの部分よりなる。第一部は、最惠國稅率に關し協定した稅率を掲げ、第二部は、特惠の維持を第一條によつて認められた國の場合にはその協定した特惠稅率を掲げている。三關稅會議（ジュネーヴ、アムシー、トーケイ）の總てで交渉した締約國は現在拘束力をもつて關稅率に關する三關稅表を所有してゐる。總括した關稅表は、目下準備中であり、一九五二年の初頭には公刊されるであらう。

第二條の他の條項は、他の關稅又は課金の賦課により、關稅を賦課

される價額の決定の方法又は通貨換算の方法の改訂により、若しくは輸入獨占の運営を通じて、關稅表に規定した讓許が毀損されることのないよう意圖している。

第二部

第三條 内國の課稅及び規則に關する内國民待遇

締約國は、内國稅及び他の内國課稅を、内國產品に保護を與え得るよう輸入品若しくは内國產品に對して適用してはならないことを認めてゐる。同様の原則は、國內販賣輸送又は分配に影響を及ぼす法律規則及び要件と特定の割合で產品を使用することを要求する内國數量規則にも適用される。従つて輸入產品は、内國原産の同種產品と同様に有利な待遇を受けることになり、締約國は、產品の使用に關する内國數量規則で、特定數量を國內の供給源から供給すべきことを要求するものを維持してはならない。

第四條 露出映畫フィルム

露出映畫フィルムに關する内國數量規則は、上映時間割當の方式を執り、且つ、一定の要件に合致したものでなければならぬ。右割當は關稅と同様に、修正若しくは除去のための交渉の目的となる。

第五條 通過の自由

締約國は、他の締約國の領域への又は領域からの輸送中の貨物に對し、船舶の國籍、原産地又は仕向地、若しくは貨物又は輸送手段の所に關する事情に基いて差別することなく、通過の自由を與えることを要求される。

第六條 ダンピング防止稅及び相殺關稅

締約國は、ダンピングを防止し又は相殺するため特殊の關稅を賦課することができる。但し、所定の様式に従つて決定された價格差よりも過大であつてはならない。同様に、又は產品の生産又は輸出に對して與えられた獎勵金又は補助金をこえない限り、相殺關稅を課すことができる。但し、ダンピング防止稅又は相殺關稅を課すには、ダンピ

ング又は補助金交付が自國産業に損害を與えた場合を除いて、必ず、締約國團の同意を要する。

第七條 關稅上の評價

本條は、輸入產品が關稅を賦課されるために評價される際の一般原則を示したものである。要するに評價は、輸入商品の實際價額に基づくべきものであり、國內原産品の價額又は任意の若しくは架空の價額を基礎としてはならない。締約國は、實行可能な限り速やかな日に右の原則を實施することを約しているが、暫定的適用に關する議定書によつて「協定」を適用している限り、締約國は、この原則を實施するため新立法が必要となるのであれば評價の方法を變更する義務はない

第八條 手續

「締約國は、關稅以外の手数料及び課金で輸入若しくは輸出に對して課せられるものが提供された役務の費用に限定されるべきであること、及び輸入若しくは輸出に對する課稅となつたり、國內產品に對する間接的保護になつてはならないことを承認する。さらに領事送狀、數量的制限、許可、爲替管理等の事項に關する手續及び所要書類を減少し、簡易化する必要を承認する。

締約國は、實行可能な限り速やかな日に「これ等の原則及び目標に従う措置を執るよう要望されている。

第九條 原産地表示

本條は、表示の要件に關する最惠國條項を含むものである。

第十條 貿易規則の公表及び施行

產品の評價、關稅率、貿易又は支拂の振替の制限に關する法律及び規則若しくは輸入產品の販賣又は配給に影響を及ぼす法律及び規則は、速やかに公表しなければならぬ。締約國は、貿易法規を一律に且つ公平な方法で實施し、行政行爲の速やかな検討及び是正を目的として司法的、調停的若しくは行政的裁判所を設定しなければならない。

第十一條 數量的制限の除去

「一般協定」に加盟の政府は（關稅、租稅又は他の課金以外の）如何なる禁止又は制限も他の締約國との通商に適用しないことを約す。この數量制限除去の一般公約は、食糧又は他の重要物資の不足を救うための輸出制限及び一定の事情における農水産品に對する輸入制限を含む二三の例外により緩和される。

輸入制限、及び輸出制限という語は、第十一條乃至第十四條を通じて國家貿易取引において實施される制限を含む。

第十二條 國際收支を擁護するための制限

本條は、數量的制限の除去を求めている第十一條の規則に對する例外の最も重要なものを含む。條文に明らかにされている一定の狀況の下において、締約國は、その對外財政狀態及び國際收支を擁護するために輸入數量制限を行うことができるが、これらの制限は、狀態の改善に應じて漸進的に緩和し、狀態がもはや制限の行使を正當としないときは、全廢しなければならぬ。さらに、制限は、商業上の最小限の數量の輸入で、この輸入を排除すれば正常の交易を阻害することになるものを妨げることのないように適用しなければならぬ。

制限を適用する必要を考慮している締約國は、自國の國際收支の困難の性質、他に執りうる是正措置、及び他の締約國の經濟に與える影響について締約國と協議しなければならぬ（南アフリカは一九四九年この條項に基づいて締約國と協議した）。また、その制限を實質上強化した締約國は三十日以内に協議しなければならぬ。（一九五〇年十一月の第五回會議で行われた連合王國とスターリング地域他の六カ國との協議及びチリとの協議は、この條項に基づいたものである。）國際收支の擁護を理由とする制限を再検討するという形で締約國團の主張に應えて積極的措置を講ずることが一九五一年に要望されている。右は一九五一年九月から十月の間に行われ、既に公表された報告書の作成をみた。

最後に、若し本條に基づく制限が永続的に且つ廣い範圍に適用され

て、國際貿易を阻害している一般的不均衡の存在することが明らかになつたときは、締約國團は、いずれかの締約國が不均衡の根本原因を除去するために他の措置を執りうるかどうかを審議する討議を發起することになつてゐる。本條は、これが起算される際の長期に亘る討議の主題であつた條項を含んでゐる。これは、例えば雇傭の維持を旨とする國內政策の結果として、輸入に對する高度の需要を生ずることを承認するよう締約國に要望した條項である。従つて、締約國は右の政策變更すればこの條に基づいて適用している制限を不必要ならしめるであらうとの理由で制限を撤回し、又は變更することを要求されない。一方、締約國はその國際收支の均衡を回復する必要があるについて、及び他の締約國の利益に對する不必要な損害を避けることについて、妥當な考慮を拂いつつこれらの政策を實現することを約したのである。

第十三條 數量的制限の無差別適用

本條の目的は、數量的制限の實施に最惠國待遇の原則を適用することにある。いずれの締約國からの輸入又はいずれの締約國への輸出に對する禁止又は制限は、すべての他の國との貿易に對しても同様に適用されねばならない。制限を適用するに當つては、締約國は、この制限がない場合に諸締約國が獲得するものと期待される分前にできる限り近く貿易を分配することを目標とし、且つ、このため、割當及び許可の實施上の一定の原則を守らなければならぬ。例えば、割當量を供給國間に配分する場合には、この割當はすべての特別の要因に考慮を拂つて過去の代表的期間の貿易を基礎として行われなければならない。

第十四條 無差別待遇原則の例外

戦後の過渡期における例外的な取極として、國際收支擁護のための制限を適用している締約國は、無差別待遇の原則から一定の限度内で逸脱することを認められてゐる。締約國の多くは「協定」に記載されている「ハバナ、オブション」により規律されているが、一方カナダ

セイロン、南ローデシア、南アフリカ及び連合王國の五カ國はジュネーブ草案の條文に基づく「協定」の附屬に掲げられた「ジュネーブ・オブション」を選んでゐる。制限の差別的適用を制限するこの二方法の差異は概ね左のとおりである。即ち、第十四條の下で締約國は、一九四八年三月一日に現に行つていた如き戦後の過渡期間、又は國際通貨基金規約第十四條に基づいて適用し得る經常的國際取引のための支拂及び振替に對する制限と等しい効力をもつ様式で無差別待遇の原則から逸脱することができる。一方、付屬書では、締約國は、他の諸規律の一つとして、他の締約國からの輸入に對して支拂を要する價格よりも實質的に高い價格を支拂わないことを條件として、追加輸入を得るために原則から逸脱することができる。

締約國團は、これらの取極に基いて執つた措置について毎年報告しなければならぬ。第一回報告書は、一九五〇年三月公表された。第二回は、制限が「協定」の第十二條に従つて檢討されていた一九五一年九月から十月の間に準備され、第十二條に従つてなされた前記の檢討に關する報告書中に便宜上編入された。

これら條項の何れかに基く措置を執る資格を持つてゐる締約國は、一九五二年三月より締約國團と毎年に協議することを要するものとされている。その際行なわれる協議のための手續規約取極は作成されてゐる。

第十五條 爲替取極

本條は、主として締約國團と國際通貨基金との關係を取扱つたものである。締約國團は、基金の權限に屬する爲替上の問題並びに締約國團の權限に屬する數量制限及び貿易上の他の措置について統一ある政策を遂行することを要求されてゐる。

締約國團が通貨準備國際收支又は外國爲替取極の問題を處理することを求められるときは、締約國團は、基金と協議し、基金が提出する金融上の統計的及び他の事實に關するすべての認定を受諾することを

要求される。

「協定」の趣意が爲替上の措置によつて没却されることがないようにするため、基金の加盟國でない締約國は、基金加盟國が受諾したと同様な爲替制限及び通貨の安定に關する制限を課する特別爲替協定を締結することを要求される。現在では二締約國、即ち、ハイチ及びインドネシアが右協定により規律されてゐる。

第十六條 補助金

所得又は價格の何らかの形式による支持を含む補助金であつて、輸出を増進し又は輸入を低減する効果のあるものを交付し、又は維持してゐる締約國は、締約國團に通告しなければならぬ。もし他の締約國の利益が害される場合には、補助金を交付してゐる締約國は、補助金を制限する可能性について討議しなければならぬ。十の締約國が本條に記述された形の補助金を維持する旨通告した。

第十七條 國家貿易企業

本條は、國家による購入及び販賣を通じて生ずる締約國間の差別待遇を防止することを目的としてゐる。

各締約國は、國家企業を設立し若しくは維持し、又はいずれかの企業に對し、排他的若しくは特別な權利を與えるときは、この購入及び販賣が、私的貿易業者の行ふ輸入及び輸出に影響のある政府の措置について記述した無差別待遇の原則に合致することを約束する。かかる企業による購入及び販賣は、商業的考慮に従つて行われ、他の締約國の企業は競争の機會を持つことになつてゐる。

第十八條 經濟的發展及び復興に對する政府の援助

本條はハバナ憲章の第三章の條項を含むが、右によれば、加盟政府は經濟的發展又は復興の目的で無差別的保護措置を課す權限を與えられるのであり、條文の用語によれば「特定工業又は農業の特定部門の樹立、發展又は復興を促進するために特別の政府援助」を與える權限を獲得することができるのである。かかる措置を課す權限の適用は、

所定の手續に従つて行われ、且つその措置が取極られた約束又は、「協定」の他の規定に抵触するかどうかについての一定の標準によつて判定される。締約國團は、セイロン、キューバ、ハイチ及びインドによる各種の措置の暫定的な維持又は實施に對しその權限を與えた。

第十九條 緊急措置

本條は、合衆國政府が互惠通商協定法によつて交渉した協定中に挿入されているのと同一方針の「免責條項」である。事情の豫見されなかつた發展により、且つ、關稅上の讓許を含めて「協定」に基いて負つている義務の効果により、ある產品が國內生産者に重大な損害を與え、又は與える恐れのあるような増加した數量で及びそのような條件で輸入されているときは、締約國は、義務を停止し、若しくは讓許を修正することができる。かかる措置に關する通告は、締約國團へ與えられねばならず、また協議を行うも合意が成立しないときは、被害國は、等價値の義務又は讓許を停止することを認められている。今までのところ合衆國がこれらの規定に基づいて、この措置を執つた唯一の國である。即ち、同國は一九五〇年、一般に婦人用フェルト帽子及び帽體と稱せられる一群の產品に關し與えた讓許を停止するためこの條文を援用した。本件に關する報告書は締約國團によつて公表された。

第二十條 一般的例外

本條は、公衆道徳、公衆衛生、國貨等を保護するための措置の如き傳統的に通商條約に現れた規定からなつてゐる。更に「協定」は、一定の但し書に従うことを條件として供給が不足している產品の獲得又は分配、又は戰爭に伴う價格統制、若しくは余剰在荷の整理に不可欠な措置を執ることを妨げるものではない。これらの措置は、一九五一年一月以前に廢止されることになつていたが、右は一九五四年一月一日まで延期された。

第二十一條 安全保障に關する例外

追加的例外として第二十一條は次のごとく規定してゐる。即ち「協

定」は、如何なる締約國に對してもその國の安全保障上不可欠な利益に反する情報の提供を要求し、核分裂物資、武器の取引等に關する安全保障上の利益の保護を妨げ、若しくは平和の維持のための國際連合憲章に基く義務に従う措置を執ることを妨げるものと解釋してはならないのである。

第二十二條 協 議

各締約國は「協定」の運用についてなされるどのような申入れに對しても協議の機會を與えなければならぬ。

第二十三條 無効化又は毀損

「協定」の下で當然受くべき利益が無効とされ若しくは、毀損されているとの苦情は、まず關係締約國に對して申入れることになつてゐる。萬一満足な調整が行われなかつたときは、締約國團は調査を求め且つ、勸告を行い又は裁定を與えなければならぬ。締約國團は被害國に對し義務又は讓許を停止することを許可することが出来るが、その場合には、苦情の對象となつてゐる締約國は「協定」から脱退することが出来る。

第 三 部

第二十四條 關稅同盟及び自由貿易地域

本條は、國民經濟の緊密な統合が望ましいことであり、關稅同盟が締約國間の貿易を容易にする上に役立ち、他の締約國との貿易に對する障害を高めるものでないことを認めてゐる。従つて「協定」は關稅及び他の貿易規則が従前より適用中のものよりも全體として高いか、又は制限的でないことを條件として關稅同盟の形成を妨げるものではない。二以上の締約國が關稅同盟の形成のための中間協定を締結する場合に、右締約國は、締約國團に通告するを要し、締約國團は、計畫の細目を審査し、右協定が合理的な期間内に同盟の形成に到達し、どうかを判定する。自由貿易地域、即ち、關稅及び他の制限的貿易規則が實質上構成地域間の全貿易について除去されてゐる二以上の

關稅地域の一郡の形成も、同様に取扱われる。しかしながら、締約國團は、それが本條の要件に完全には合致していなくとも、三分の二の多數によつて、關稅同盟又は自由貿易地域の形成のための提案を承認することが出来る。自由貿易地域と關稅同盟との差異は、自由貿易地域を形成している國家が、共通の關稅を採用することを要しない點にある。

一九四八年二國家群が最初から關稅同盟として「協定」の適用に參加した。即ちベネルツクス同盟の構成國たるベルギー、オランダ及びルクセンブルグとシリヤ及びレバノンである。さらに最近シリヤ、レバノン同盟は、解體し、兩國はともに「協定」から脱退した。一九四九年に締約國團は、一九五九年までには完成される豫定の南アフリカと南ローデシア間の關稅同盟再建に關する中間協定の期限に對し承認を與えた。一九五一年、締約國團は「協定」に加入していないエル、サルヴァドルとの自由貿易地域を形成するためのニカラガの提案を許可した。

第二十四條はまた「協定」の地域的適用について言及しており、また「關稅地域」の定義を下している。更に「協定」は、國境貿易を容易にするため締約國が隣接國に與えた利益を妨げるものと解釋されなくてはならない旨規定している。

第二十五條 締約國の共同行動

締約國は、共同行動を必要とする「協定」の規定を實施するための及びこの「協定」の運用を容易にするために、隨時會合しなければならぬ。本條は、投ぜられた票の三分の二の多數にして、且つ、締約國の半數をこえる數により承認される場合には「協定」が締約國に課する義務を免除することが出来る旨の重要な條項を含んでゐる。この義務免除規程は、十六回利用された。

「ハバナ」會議後本條に付加された一項は、次のよう規定している。即ち、締約國が關稅引下交渉を怠つたときは、締約國團は（他方の締

約國に對し）讓許の停止を許すことができ、また、讓許が停止されたときは、交渉しなかつた締約國は「協定」から脱退することができる。

第二十六條 受諾及び効力發生

目下のところ「協定」は、暫定的に適用されてゐる。暫定的適用はすべての締約國の本國の領域及びベルギー、フランス（モロッコを除く）オランダ及び連合王國（ジャマイカを除く）の屬領に對し効力を生じてゐる。第二十六條に基づいては「協定」は一九四七年にジュネーブで交渉した諸政府の領域の對外貿易總額の八十五パーセントを占める政府が「協定」を受諾したとき、確定的に効力を生ずる。このパーセンテージの要件は、連合王國、合衆國、ベネルツクス、フランスカナダ（これ等の國家は、この順序で一九三八年における主要な貿易國であつた）及び他の三カ國の加入により充たすことができた。

第二十七條 讓許の停止又は撤回

締約國は、締約國とならなかつた政府又は締約國でなくなつた政府と最初に交渉されたいかなる讓許をも停止し、又は撤回することができる。しかし、讓許がすべての締約國に權利として與えられてゐる以上、讓許を停止し又は撤回する締約國は、當該產品に實質的利害關係を有する他の締約國と協議しなければならぬ。

第二十八條 關稅表の修正

關稅表に記載した稅率は、一九五一年一月前には變更されないことになつてゐた。その後は、締約國は、讓許を最初に交渉された締約國との交渉及び同意により並びに實質的な利害關係を有する他の締約國と協議することを條件として、個々の關稅項目に對して與えることを同意した待遇を修正し、又はその適用を停止することができる。合意が成立しなかつた場合にも、修正又は撤回することができるが、その場合には、他の締約國は、相等的い讓許を撤回することができる。相對的に少數の項目についての再交渉がトーケイ會議で行われ、修正がなされた二締約國を除く全締約國は、一九五四年一月まで關稅表の有効

期間を延長することに同意した。本條の本文は、従つてトーケイ議定書により修正された。

第二十九條 「協定」のハバナ憲章に對する關係

「協定」とハバナ憲章との主要な關連性は、本條に示されている。右によれば、締約國は、憲章を受諾するまで憲章の第一章から第六章までの及び第九章の一般原則、即ち、ITOの目的及び目標、雇用及び經濟活動、經濟的發展及び復興商業政策、制限的商慣行、政府間商品協定並びに一般規定を取扱つた各章の一般原則(ITOの組織任務及び手續に關する章のみが省略されている)を、行政上の權限の最大限度まで守ることを約束した。憲章が効力を發生しない場合には、締約國は、「協定」を「修正し、補足し、又は維持」すべきかどうかについて決定することになつてゐる。

第三十條 修 正

第一部及び第二十九條及び第三十條に對する修正は、すべての締約國が受諾することを要するが、他の規定の修正は、三分の二の締約國が受諾したときにこれを受諾した締約國に對して効力を生ずる。締約國團は、この三分の二の法則に從つて有効となつた修正を受諾しなかつた政府が「協定」から脱退することができ、又は締約國團の同意を得て締約國として留まることができ、又は締約國團の第六回會議で、締約國團は、「協定」の本文を修正する六つの議定書を作成し、同時に關稅表を訂正又は調整する九つの議定書を作成したが、關稅表に關するすべての議定書を含み、上の議定書は、その効力を發生のためには全會一致を必要とした。

第三十一條 脱 退

「協定」が第二十六條に從い、確定的に適用されるに至れば、締約國は、六カ月の豫告満了後脱退することができる。他方、暫定的適用に關する議定書によれば、二カ月の脱退豫告で十分である。

第三十二條 締約國の定義

「締約國」とは、第二十六條若しくは第三十三條に基いて、又暫定的適用に關する議定書に從つて「協定」の規定を適用している政府であると定義されている。

「協定」が確定的に適用されるに至れば第二十六條に從つて「協定」を受諾した締約國は、この「協定」を受諾しなかつた締約國が締約國であることをやめることを決定することができる。

第三十三條 加 入

政府が「協定」に加入できる條件は、締約國團により決定される。加入に關する決定は、三分の二の多數により行われる。アヌシー及びトーケイ會議後十三の政府が「協定」に加入したのはかかる決定に基づくものである。

第三十四條 附 屬 書

「協定」の附屬書は「協定」の不可分の一部である。

第三十五條 不 適 用

本條は、締約國が自國と關稅交渉を行わなかつた他方の締約國に「協定」又は當該關稅表を適用しないことを認めている。本條により、南アフリカに對して、インドは協定の適用を、パキスタンは當該關稅表の適用を差し控えている。キューバは、アヌシー及びトーケイ會議によつて加入した十三カ國のうち十二カ國に對し協定の適用を差し控えた。

講和調印後における日本をめぐる國 際情勢について

九月八日をもつて、講和調印一周年を迎えたのであるが、獨立日本をめぐる一年間の國際情勢の推移を見ると大略次のようである。

一、國交回復の狀況

① 對日講和條約批准寄託國

(九月末日までの調カツコ内は寄託日)

- 英國 (一、三)、セイロン (四、二八)、メキシコ (三、三三)、サル
- ヴアドル (五、六)、アルゼンチン (四、九)、ブラジル (五、二〇)
- オーストラリア (四、一〇)、カンボジア (六、二二)、ニュージーラ
- ンド (四、一〇)、ドミニカ (六、六)、カナダ (四、一七)、エチ
- オピア (六、一二)、パキスタン (四、一七)、オランダ (六、一七)
- フランス (四、一八)、ペルー (六、一七)、アメリカ (四、二八)
- ヴェトナム (六、一八)、ノルウェ (六、一九)、キューバー (八、
- 一二)、ヴェネズエラ (六、二〇)、南亞連邦 (九、一〇)、ラオス
- (六、二〇)、ベルギー (八、二二)、コスタリカ (九、一七)、トル
- コ (七、二四) (以上二十六カ國)

② 條約未批准國

- フィリピン、ギリシア、インドネシア、ハイチ、イラン、イラク、
- ホンジュラス、レバノン、グワテマラ、リベリア、ルクセンブルグ、
- ニカラグワ、ボリビア、パナマ、チリ、パラグワイ、コロンビア、
- サウジアラビア、エクアドル、シリア、エジプト、ウルグワイ

(以上二十二カ國)

③ 交換公文による國交回復國

- エーゴスラヴィア、ヴアチカン、タイ、ビルマ、スペイン、フィンラ
- ンド、イスラエル (以上七カ國)

④ 自動的に國交回復した國

- (第二次大戦中の中立國で四月二十八日以後のもの)
- スイス、アイスランド、ポルトガル、スウェーデン、アフガニスタン

(以上五カ國)

⑤ 二國間個別條約發効國

- インド (六月九日、日印平和條約調印八月二十七日發効)
- 中華民國 (四月二十八日調印、八月五日發効)

⑥ 舊樞軸國

イタリヤ、西ドイツ

(ともに四月二十八日以後交換公文により國交回復)

⑦ 講和會議參加未調印國

ソ連、ポーランド、チエコ

(以上三カ國)

「註」中國、ドイツ、ヴェトナム、韓國は現在それぞれ二つの政權を有するが一として扱った。

二、締結した條約協定

① 在日米軍關係

日米安全保障條約

四月二十八日發効

日米行政協定

二月二十八日調印、即日施行

② 國連軍關係

國連軍協定

交渉續行中

國連の權限及び免除に關する協定、七月二十五日調印、即日發効

③ 民間航空

日米民間航空協定

八月十一日調印

日、英 交渉進行中

日、加 近く交渉開始の見込

④ 漁業

日、米、加三國漁業條約

五月九日調印、日本は七月五日、米國は

七月四日議會の批准を得たが、カナダが

批准していないため發効していない。

⑤ 通商航海條約

日、米 豫備會談は行われているが妥結していない。

日、フィンランド 五月一日、フィンランドは一九二四年六月七日締

結の通商航海條約の適用再開を申し入れてきた。

日、佛 六月十一日、フランスは新協定締結までの暫定措置として

九一年締結の通商航海條約中内國民待遇及び船舶の最惠國待遇復活を申し入れてきた。

⑥ 通 貨

國際通貨基金

國際復興開發銀行

八月十三日正式加盟の調印、日本は二億五千萬ドルをそれぞれ出資

⑦ 貿易及び金融

ドイツ

貿易支拂協定

一九五二年八月二日署名

スタリーング地域

〃

一九五一年・八・三一〃

スウエーデン

〃

一九五二年・三・五〃

フランス

講和後も引き続き延長

一九五一年・九・二一〃

カンボジア

〃

〃

ラオス

〃

〃

ヴェトナム

〃

一九五一年・一〇・八〃

スペイン

〃

一九五一年・一一・八〃

オランダ

〃

一九五二年・四・一一〃

フィンランド

〃

一九五二年・四・一六〃

ベルギー

〃

一九五二年・三・七〃

ウルグワイ

〃

一九五二年・四・八〃

アルゼンチン

〃

一九五二年・四・一四〃

ペルー

貿易支拂協定

一九五二年・八・七〃

インドネシア

講和後引き続き延長

一九五二年・四・二六〃

パキスタン

〃

一九五二年・四・二六〃

フィリピン

貿易支拂協定

一九五二年・八・二六〃

タイ

〃

一九五二年・四・三〇〃

ビルマ

〃

一九五二年・四・二四〃

台 灣

〃

一九五二年・四・二八〃

韓 國

〃

一九五二年・四・二八〃

琉球 〃
 セイロン 〃
 ブラジル 〃
 貿易支拂協定 〃
 一九五二年・九・六〃
 一九五二年・九・一二〃

香川縣青少年保護育成條例について

香川縣議會では先般全国的に最も新しい條例として、つぎの條例を議員立法として、制定した。

この條例は、青少年に關する特別委員會を設置し、問題だけに憲法その他の法令上の關係もあり、立案者たる議會としては法律上の研究や立法政策としての妥當性について廣く關係方面の意見を質し慎重審議の結果成案制定されたものであり、立法補助者として議會事務局においても從來のいわゆる準則等によらない自主立法の點につき苦心を拂つたものであり、またそこに大きな意義があるわけである。

香川縣青少年保護育成條例

(昭和二十七年八月十日條例第二十二號)

青少年は次の社會をになうものであるから、何人も、これら青少年を愛護し、かつ、心身ともに健やかに育成されるように努める責務があるしたがつて何人も、青少年の心身の發達に有害な影響を與える等その福祉を阻害するような行爲をしてはならない。もしかかる行爲がなされまたはその行爲のおそれがあるときは、各自がそれぞれ責任をもつてこれを防止し、これらの行爲から青少年を安全に保護するように努めなければならない。この趣旨に基づいて、ここにこの條例を制定する。

(目的)

第一條 この條例は、青少年の福祉を阻害するおそれのある行爲を防止し、その健全な保護育成を圖ることを目的とする。

(定義)

第二條 この條例で「青少年」とは、小學校就學の始期から十八歳に達

するまでの者(女子であつて配偶者のあるものを除く。)をいう。

2. この條例で「保護者」とは、親權を行う者(親權を行う者のないときは、後見人とする。)兒童福祉施設の長、寄宿舎の舎監または雇よ主その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。

(射幸心をそそる遊技の禁止)

第三條 香川縣風俗營業取締法施行條例(昭和二十三年香川縣條例第四十號)第一條第三號の遊技場營業を営む者は、その營業にかかる左の各號の一に該當する遊技を、青少年にさせてはならない。

一、まあじやん遊技

二、射的遊技

三、ばちんこ遊技

四、飛行船ゲーム遊技

五、その他その遊技の内容が、射幸心をそそり、著しく青少年の福祉を阻害するおそれがあるものであつて、知事の指定したもの。

2 前項第五號の指定は、これを縣報に登載して公示しなければならぬ。

3 保護者は、その監護にかかる青少年に第一項各號に該當する遊技をさせないように氣をつけなければならぬ。

(有害興行等の觀覽の禁止)

第四條 香川縣教育委員會または香川縣兒童福祉審議會は、映畫、演劇、演藝、觀世物、紙芝居等の興行の内容が、著しく性的感情を刺戟し、または甚しく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、知事に對し、その興行の内容の全部または一部を指定して、青少年にこれを觀せないようにすることを要請することができる。

2 前項の要請は、その理由を記載した文書をもつてしなければならぬ。

3 知事は、第一項の要請を理由があると認めるときは、要請のあつた

日から五日以内はその興行の内容の全部または一部を指定し、これを縣報に登載して公示しなければならぬ。

4 前項の公示は、前項の規定にかかわらず興行を主催する者または興行場法(昭和二十三年法律第三十七號)第一條第一項の興行場を経営する者(以下「興行者」という。)に通知して、これを行うことができる。この場合においては、興行者は、規則の定めるところにより、指定のあつた旨を掲示しなければならない。

5 興行者は、第三項の指定のあつた興行の内容を青少年に觀せてはならない。ただし、教育等の必要により、特に知事の許可のあつた場合は、この限りでない。

6 保護者は、その監護にかかる青少年に第三項の指定のあつた興行の内容を觀せないように氣をつけなければならぬ。

(有害圖書の販賣等の禁止)

第五條 香川縣教育委員會または香川縣兒童福祉審議會は、圖書(雜誌、圖畫及びその他の刊行物を含む。以下同じ。)の全部または一部が著しく性的感情を刺戟し、または甚しく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあると認めるときは、知事に對し、その圖書を指定してそれを青少年に見せまたは讀ませないようにすることを要請することができる。

2 第四條第二項の規定は、前項の要請に準用する。

3 知事は、前項の要請を理由があると認めるときは、すみやかに、その圖書を指定し、これを縣報に登載して公示しなければならない。

4 圖書の取扱を營業とする者は、第三項の指定のあつた圖書を青少年に販賣、頒布、交換、贈與、貸付その他これに準ずる行為をしてはならない。

5 圖書の取扱を營業とする者は、その營業の場所において、青少年が第三項の指定のあつた圖書を、立ち讀みしないように氣をつけなければならぬ。

6 保護者は、その監護にかかる青少年に第三項の指定のあつた圖書を讀ませないように氣をつけなければならない。

(保護者等の申出に對する措置)

第六條 保護者及び青少年の保護育成に關係のある業務に従事する者は、興行の内容の全部もしくは一部または圖書の全部もしくは一部について著しく性的感情を刺戟し、または甚しく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがあるものと認めるときは、香川縣教育委員會または香川縣兒童福祉審議會に對し、第四條第一項または前條第一項の措置をとるよう申出をすることが出来る。

2 第四條第二項の規定は前項の申出に準用する。

3 香川縣教育委員會または香川縣兒童福祉審議會は第一項の申出を理由があると認めるときは、すみやかに第四條第一項もしくは前條第一項の措置をとらなければならない。

(物品質受入等の制限)

第七條 質屋營業法(昭和二十五年法律第五十八號)第一條第一項の質屋營業を営む者は、青少年またはその委託を受けた者から、物品(有價證券を含む。以下同じ。)を質にとり、またはこれらの者に對し、物品をもつて辨済に充てる約款を附して金銭を貸し付けてはならない。

(古物等買受等の制限)

第八條 古物(古物營業法(昭和二十四年法律第八八號)第一條第一項の古物をいう。)

廢品または屑(以下「古物等」という。)の取引を業とする者は、青少年またはその委託を受けた者から、古物等を買ひ受け、もしくは古物等の販賣の委託を受け、またはこれらの者と古物等を交換してはならない。

(前二條の適用除外)

第九條 前二條の規定は、民法(明治二十九年法律第八十九號)またはその他の法令により成年者と同一の能力を有するものと認められる青

少年がその營業を営むについて前二條の行爲の相手方となる場合、または保護者の囑託もしくは同意を得たと認めらるるに足る相當な理由がある場合、その他正當な理由がある場合には、これを適用しない。

(深夜外出の制限)

第十條 保護者は、午後十時(五月一日から十月末日までの間は午後十一時とする。)から翌日午前四時までの間、その監護にかかる青少年が外出する場合においては、保護者がみずから同行するか、または十八歳以上の者に囑託して同行させるように注意しなければならない。ただし必要やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 何人も、正當な理由がないのに前項に規定する時間中、保護者の囑託を受けず、又はその承諾を得ないで青少年を同伴して外出してはならない。

(淫行または猥せつ行爲等の禁止)

第十一條 何人も、青少年に對し、淫行または猥せつの行爲をしてはならない。

2 何人も、青少年に對し、前項の行爲を教え、又はこれを見せてはならない。

第十二條 何人も、青少年の健全な育成を害する行爲がなされるおそれのあることを知つて、場所を提供し、または場所の提供を周せんとはならない。

(立入調査)

第十三條 知事は、この條例實施のため必要があると認めるときは、當該吏員をして、興行場その他の營業所に立ち入らせ、調査を行わせ、關係人から資料の提供を求めさせ、または關係人に對して質問させることができる。

2 前項の手續は、必要の最少限度において行ふべきであつて、關係人の正當な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 當該吏員は、その身分を示す證票を携帯し、關係人に對してこれを

呈示し、その承認を得た後でなければ、第一項に規定する職務を行うことができない。

4 前項の證票の様式は、規則で定める。

(保護者への通告)

第十四條 警察官もしくは警察吏員または児童委員、保護司、児童福祉司、その他當該吏員は、午後十時（五月一日から十月末日までは午後十一時とする。）から翌日午前四時までの間に於いて外出中の青少年を發見し、これを放置すればその青少年の福祉を害するおそれがあると認めるときは、すみやかに、保護者にその旨を通知し、當該青少年の引取を求めると、その保護に必要な適宜の措置をとらなければならぬ。

2 前項の規定により青少年を保護するに當つては、常に懇切、かつ、誠意ある態度をもつて臨み、その信頼を受けるように努めなければならない。

(異議の申立)

第十五條 第三條第一項第五號、第四條第三項及び第五條第三項の規定による知事の指定に不服のある者は、その公示の日から起算して十五日以内に知事に對し、異議の申立をすることができる。

2 前項の規定による異議の申立は、その理由を記載した文書をもつてしなければならない。

3 知事は、調査の結果、異議の申立に正當の理由があると認めるときはその指定を取り消すことができる。

4 前項の規定により指定を取り消したときは、これを縣報に登載して公示するとともにその寫を異議の申立をした者に送付しなければならない。

5 知事は、調査の結果、異議の申立が不適法であるか、もしくはその理由のないとき、またはその指定を取り消す必要がないと認めるときは、これを却下しなければならない。

6 第一項の異議の申立があつたときにおいても、第三條第一項第五號、第四條第三項及び第五條第三項の効力を停止するものではない。

ただし、知事は必要と認めるときは、これらの處分の効力を停止することができる。

7 第四項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

(罰則)

第十六條 第十一條の規定に違反して著しく青少年の福祉を阻害した者は、六カ月以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

2 前項の罪は、告訴をまつて論ずる。

第十七條 第十二條の規定に違反した者は、一年以下の懲役または二萬圓以下の罰金もしくは科料に處する。

第十八條 第四條（有害興行等の觀覽の禁止）第五項または第五條（有害圖書の販賣等の禁止）第四項の規定に違反した者は、五萬圓以下の罰金に處する。

第十九條 第三條（射幸心をそそる遊技の禁止）第一項、第七條（物品質受入等の制限）または第八條（古物等買受等の制限）の規定に違反した者は、一萬圓以下の罰金に處する。

第二十條 第十條（深夜外出の制限）第二項の規定に違反した者は、二千圓以下の罰金又は科料に處する。

(兩罰規定)

第二十一條 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に關し第十七條から第十九條までの違反行爲をしたときは、行爲者を罰するほか、その法人または人に對して、各本條の罰金刑を科する。

(刑法との關係)

第二十二條 前六條の規定に該當する場合においても、刑法（明治四十年法律第四十五號）または児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四

號)に正條があるときは、これらの法律による。

(免責規定)

第二十三條 この條例の違反行爲をした者が青少年であるときは、この條例の罰則は、青少年に對しては適用しない。

(知事への委任)

第二十四條 この條例に定めるもののほか、この條例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

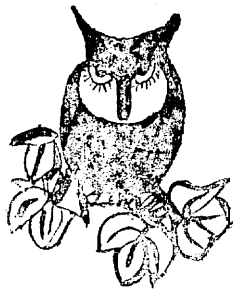
この條例は、公布の日から、施行する。ただし、第十六條から第二十一條までの規定は、公布の日か起算して一カ月を經過した日から、これを施行する。

(参考)

提 案 理 由

青少年は、次の社會になうものであるから、すべての者は、青少年を愛護して青少年が健やかに育成されるよう努める責務のあることは今さら述べるまでもないことである。然るに戦後、社會の荒廢と混沌と窮乏は、幾多の社會惡の誘因をなし、特に感受性の強い青少年の弱い心を刺戟し、青少年の犯罪は年とともに増加の一途をたどつておるが、元來青少年を保護し看護し、或は風俗のじゆん化等に關する事務については地方自治法第二條第三項の規定により、地方公共團體の事務とされてゐるに鑑み、青少年の福祉を阻害し、またはそのおそれのある成人の行爲に基づく社會の惡環境を是正することは急務であると考ふる。よつて青少年の保護育成のための一連の措置として地方自治法第十四條の規定に基づき條例を制定しようとするものである。

これがこの條例議案を提出する理由である。



昭和二十七年度修正地方財政計画について

—— 收支不足は四百三十四億圓 ——

自治廳では、本年度の補正預算要求に關連して昭和二十七年度地方財政計画の修正方を検討していたが、八月三十日次のように發表した。

① 昭和27年度修正地方財政計畫

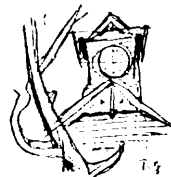
(27.8.30自治廳) (單位百萬圓)

事 項	改 訂 計 畫			當 初 計 畫			比 較 増 減		
	總 額	内		總 額	内		總 額	内	
		道府縣	市町村		道府縣	市町村		道府縣	市町村
A 歳 出									
1. 既定財政規模昭和26年度計畫に基ける新規財政需要額算入不足額	606,977	312,943	294,034	606,977	312,943	294,034	—	—	—
(1) 給與費	391	389	2	—	—	—	391	389	2
(2) 年末手當	52	52	—	—	—	—	52	52	—
(3) 共済組合費	4	4	—	—	—	—	4	4	—
3. 昭和27年度新規財政需要額〔I〕	102,051	36,011	16,046	93,599	79,954	13,645	8,452	6,057	2,395
(1) 給與關係經費	22,614	16,111	6,503	21,690	15,191	6,499	924	920	4
(a) 給與費	17,234	12,342	4,892	16,427	11,539	4,888	807	803	4
(b) 年末手當	3,410	2,335	1,075	3,343	2,268	1,075	67	67	—
(c) 共済組合費	526	486	40	495	455	40	31	31	—
(d) 恩給費	811	682	129	792	663	129	19	19	—
(e) 健康保険組合費	129	—	129	129	—	129	—	—	—
(f) 議員委員等報酬	215	75	158	215	57	158	—	—	—
(g) 寒冷地手當	289	209	80	289	209	80	—	—	—
(2) 政府施策に伴う増	16,927	29,651 [△]	12,724	16,927	29,651 [△]	12,724	—	—	—
(a) A系統行政費	3,258	2,138	1,120	3,258	2,138	1,120	—	—	—
(b) B系統行政費	13,669	27,513 [△]	13,844	13,669	27,513	13,844	—	—	—
(3) 兒童人口増加に伴う經費	725	444	281	725	444	281	—	—	—
(4) 公債費の増	4,677	2,584	2,093	2,814	1,632	1,182	1,863	952	911
(5) 地方選挙に要する經費減	2,007 [△]	724 [△]	1,283 [△]	2,007 [△]	724 [△]	1,283 [△]	—	—	—
(6) 自治體警察廢止に因る減	1,600 [△]	— [△]	1,600 [△]	1,600 [△]	— [△]	1,600 [△]	—	—	—
(7) 物價騰貴に因る一般物件費の増	16,430	7,084	9,346	15,052	6,215	8,837	1,378	869	509
(8) 行政整理に因る減	470 [△]	275 [△]	195 [△]	4,757 [△]	3,591 [△]	1,166	4,287	3,316	971
小 計	57,296	54,875	2,421	48,844	48,818	26	8,452	6,057	2,395
(9) 臨時事業費の増	44,755	31,136	13,619	44,755	31,136	13,619	—	—	—
(a) 公共事業費	35,940	26,225	9,715	35,940	26,225	9,715	—	—	—
普通 (6.3厚生を含む)	20,663	17,078	3,585	20,663	17,078	3,585	—	—	—
災害	15,277	9,147	6,130	15,277	9,147	6,130	—	—	—

事 項	改 訂 計 畫			當 初 計 畫			比 較 増 減		
	總 額	内		總 額	内		總 額	内	
		道府縣	市町村		道府縣	市町村		道府縣	市町村
(ロ)失業対策事業費	△ 185	△ 89	△ 96	△ 185	△ 89	△ 96	—	—	—
(ハ)單獨事業費	9,000	5,000	4,000	9,000	5,000	4,000	—	—	—
4. 昭和27年度 新規財政需要額〔Ⅱ〕 勤務地手当支給地域	19,194	6,926	12,268	—	—	—	19,194	6,926	12,268
(1) 区分改正による勤務 地手当の増	495	303	192	—	—	—	495	303	192
(2) 同上に伴う給與關係 費の増	54	32	22	—	—	—	54	32	22
(3) 寒冷地手当支給地域 区分改訂に因る増	109	77	32	—	—	—	109	77	32
(4) 石炭手当支給単價引 上に因る増	239	166	73	—	—	—	239	166	73
(5) 恩給の特別措置法施 行に伴う経費	296	231	65	—	—	—	296	231	65
(6) 年末手当支給に要す る経費(0.8—0.5)	4,424	3,017	1,407	—	—	—	4,424	3,017	1,407
(7) 水防整備に要する経 費	600	300	300	—	—	—	600	300	300
(8) 自治體警察整備に要 する経費	580	—	580	—	—	—	580	—	580
(9) 單獨公共事業費の増	8,000	3,000	5,000	—	—	—	8,000	3,000	5,000
(10) 自治體警察廢止に因 る減	△ 67	—	△ 67	—	—	—	△ 67	—	△ 67
(11) 教育委員會選舉費	556	200	756	—	—	—	556	200	756
(12) 教育委員會設置費	3,908	—	3,908	—	—	—	3,908	—	3,908
5. そ の 他	8,655	4,447	4,208	—	—	—	8,655	4,447	4,208
(1) 昭和27年度地方債の昭 和26年度繰上使用額	5,000	3,000	2,000	—	—	—	5,000	3,000	2,000
(2) 富裕條件における基礎財政收 入額の「基準」が「政令」をよ る額の増加額の10/7の額	3,655	1,447	2,208	—	—	—	3,655	1,447	2,208
合 計	737,324	410,772	326,552	700,576	392,897	307,679	36,748	17,875	18,873
B 歳 入									
1. 地 方 税	285,436 (280,681)	124,535 (120,134)	160,901 (160,547)	292,436	130,535	161,901	△ 7,000 (△4,755)	△ 6,000 (△4,401)	△ 1,000 (△ 354)
(1) 既定計畫額	292,436	130,535	161,901	292,436	130,535	161,901	—	—	—
(2) 經濟狀勢の變化及び地 方税法改正法律案の國 會修正に因る減收額 (政令實施に伴うもの)	△ 7,000 (△4,755)	△ 6,000 (△4,401)	△ 1,000 (△ 354)	—	—	—	△ 7,000 (△4,755)	△ 6,000 (△4,401)	△ 1,000 (△ 354)
2. 地方財政平衡交付金	125,000	86,131	38,869	125,000	86,131	38,869	—	—	—
3. 國庫支出金	150,866	96,045	54,821	150,376	95,945	54,431	490	100	390
既定計畫額	普通補助金	45,172	29,734	15,438	45,172	29,734	15,438	—	—
	公共事業費	50,864	32,125	18,739	50,864	32,125	18,739	—	—
	補助金	46,740	30,489	16,251	46,740	30,489	16,251	—	—
	失業対策事業費補助金	7,600	3,597	4,003	7,600	3,597	4,003	—	—
増 加 額	—	—	—	—	—	—	490	100	390

事 項	改 訂 計 畫			當 初 計 畫			比 較 増 減		
	總 額	内		總 額	内		總 額	内	
		道府縣	市町村		道府縣	市町村		道府縣	市町村
(イ)水防費補助金	200	100	100	—	—	—	200	100	100
(ロ)自治體警察整備補助金	290	—	290	—	—	—	290	—	290
4.地方債	55,500	40,900	14,600	55,500	40,900	14,600	—	—	—
5.雑収入	77,166	39,305	37,864	77,264	39,386	37,878 [△]	95 [△]	81 [△]	14
(1)使用料及び手数料	19,486	11,226	8,260	19,486	11,226	8,260	—	—	—
(2)雑収入	57,683	28,079	29,604	57,778	28,160	29,618 [△]	95 [△]	81 [△]	14
(3)既定計畫額	57,778	28,160	29,618	57,778	28,160	29,618	—	—	—
(4)道路法改正に因る道路損傷負擔金の減	[△] 95 [△]	81 [△]	14	—	—	— [△]	95 [△]	81 [△]	14
合 計	693,971 (689,216)	386,916 (382,515)	307,055 (306,701)	700,576	392,897	307,679 [△]	6,605 [△] ([△] 11,360)	5,981 [△] ([△] 10,382)	624 ([△] 978)
C 差引收支過不足	[△] 43,353 ([△] 48,103)	[△] 23,856 ([△] 28,257)	[△] 19,497 ([△] 19,851)	—	—	—	—	—	—
D 同上補填方法									
1.地方債の増額	26,800	—	—	—	—	—	—	—	—
2.平衝交付金の増額	16,553 (21,308)	—	—	—	—	—	—	—	—

- 備考 1. 昭和27年度新規財政需要額〔Ⅰ〕は、當初計畫算入済の事項に係るものであつて、給與單價の調整額の變更その他の事由により修正を要するものは修正を加えた額を掲げている。
2. 昭和27年度新規財政需要額〔Ⅱ〕は、當初計畫策定後の新たな事由によつて増減を必要とするものである。
3. 教育委員會設置に要する経費は、市町村の委員會事務局の構成等に再検討を加えた上修正を行うことがあるものであること。
4. 給與改訂に要する経費については、その實施方法が明確でないので算入していないがその確定を俟つて算入するものであること。
5. 通常國會における新法令又は、政府補正豫算に伴う新規財政需要額は、これらの確定を俟つて算入するものとする。但し、自治體警察整備に要する経費は一應の見込額を掲げている。
6. 地方稅收入は、當初計畫策定後の經濟狀勢の變更、地方稅法改正法律の國會修正に伴う減收を見込んだ額を掲げた。見込額算定の基礎等に検討を加えたうえ必要な修正を行う場合があるものであること。
- なお、國會修正事項中實施の時期を政令で定めるものは、假に11月から實施した場合における收入見込額を括弧で示した。
7. Dの地方債増加額は、單獨公共事業費の増、昭和27年度地方債の昭和26年度繰上利用額の財源を地方債の増加發行額に求めることとするほか、既定臨時事業費に對する地方債の充當率を引上げることにする、一般財源余裕額をもつて物價騰貴による一般物件費の増、行政整理による減の過大見込額、水防整備に要する経費及び自治體警察整備に要する経費の財源に充てることを目安にして定める。



② 昭和二十七年修正地方財政計畫についての説

明及び考察

(一) 歳出計畫について (別表A欄)

歳出計畫額は既定の七〇〇、五七六百萬圓を七三七、三二四百萬圓に更正し、差引三六、七四八百萬圓の増額(内道府縣、一七、八七五百萬圓市町村、一八、八七三百萬圓)となり、その内譯は次の通りになつてゐる。

1 昭和二十六年度計畫における新規財政需要額に算入不足額として給與費關係經費四四七百萬圓を新規追加した。

2 昭和二十七年新規模財政需要額算定變更として昭和二十六年十月實施した地方公務員の給與改訂單價の調整額とこれに伴う給與費その他關係經費の増、地方債増額による公債費の増、物價騰貴による物件費増、行政整理困難に伴う節約不能等による經費として合計八、四五二百萬圓を増額追加した。(詳細は別表A歳出欄3の(一)参照)

3 昭和二十七年年度當初計畫後の諸事情や第十三國會における法律改正等により新に必要とする經費として勤務地手當支給地域區分改正による勤務地手當の増外十一項目に互つて合計一九、一九四百萬圓を新規追加した。(詳細は別表A歳出欄4(一)参照)

4 その他の歳出として二十七年地方債の二十六年度に繰上使用了なると富裕團體の超過需要額の合計八、六五五百萬圓を追加した。(詳細は別表A歳出欄5参照)

(二) 歳入計畫について (別表B欄)

歳入計畫は既定の七〇〇、五七六百萬圓を六九三、九七一百萬圓に更正し差引六、六〇五百萬圓(道府縣、五、九八一百萬圓、市町村、六二四百萬圓)の減額となり、その内譯は左記のとおりとなつてゐる。

i 地方税収入減として七〇億圓(道府縣六〇億圓、市町村一〇億圓)を計上してゐる。なおこの額は第十三國會で改正された地方税法の内、

改正税率引下の適用時期を政令によることにした入場税、遊興飲食税、電氣ガス税の三税を本年度に實施しないものとしても、なお、七〇億圓の減収となるとの計算であり、假りに右の引下を本年十一月一日より實施するとすれば更にこれによる本年度内の減収は四、七五五百萬圓(道府縣、四、四〇一百万圓、市町村三五四百万圓)となり、この税種による減収總額は一一、七五五百万圓と計算されてゐる。

2 國庫支出金の増加として水防費補助並びに自治體警察整備補助金の合計額四九〇百萬圓を新規に計上してゐる

3 雑収入の面において道路法の改正による道路損傷負擔金収入がなくなるため九五百萬圓の減収を計算してゐる。

(三) 差引收支過不足とその補填方法 (別表C D欄)

以上の修正により差引收支不足額の合計は四三、三三三百万圓(道府縣、二三、八五六百万圓、市町村、一九、四九七百万圓)となるが、これが補填方法としての計畫は、地方債において二六、八〇〇百万圓平衡交付金において一六、五五三百万圓の増加によつて收支の均衡を計るものとしてゐる。

(四) 本修正計畫に對する考察

1 本修正計畫によるときは本年度地方財政はその收支において四三、三三三百万圓の不足となりこれが補填を地方債と平衡交付金の増加によるものと計畫しており、この修正計畫によつて今後自治廳と大藏省の折衝が行われるのである。併しながら前記不足額は別表備考欄にも記載してあるとおり第十三國會における地方税法の改正による入場税、遊興飲食税、電氣ガス税に對する軽減税率の適用並びに目下入事院より勸告されてゐる公務員の給與改訂を年度内には實施しないものとしての計算であり若し右地方税の軽減税率を本年十一月より實施する場合は四、七五五百万圓の減収となり又地方公務員の給與ベースの改訂を十月より一人平均一、五〇〇圓増とするときは年度内所要經費の増額は一二、四七七百万圓と推定され、右二者による不足額一七、二三

二百萬圓が加わり、不足額の總計は實に六〇、五八五萬圓に達することになる。
 今本修正計畫による地方財政の歳入歳出を基礎とし本計畫に算入されていない右二者を考慮してこれを道府縣と市町村別に表示すれば次の通りとなる。
 (單位百萬圓)

區分	歳入		歳出		不足額
	計畫額	修正計畫額	計畫額	修正計畫額	
府縣	六、九六六、〇〇〇	六、九六六、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	一、〇三四、〇〇〇
市町村	一、〇七〇、五〇〇	一、〇七〇、五〇〇	一、九四九、七〇〇	一、九四九、七〇〇	八七九、二〇〇
計	八、〇三六、五〇〇	八、〇三六、五〇〇	九、九四九、七〇〇	九、九四九、七〇〇	一、九一三、二〇〇

2 昭和二十七年年度における都道府縣財政の修正については全國知事會においては既に各種資料の調査を行い、既定地方財政計畫に對し都道府縣のみにおいて六〇、二六三萬圓の不足を來たすものと計算し、既にこれが増額要望を行つてゐる。この計算による不足額には公務員の給與改訂が十月一日より一人一、五〇〇圓が算入されているのであるがそれにしては自治廳の計算による都道府縣不足分二三、八五六萬圓との間に三六、四〇七萬圓の差があり、今後この要望額達成については一段の努力を必要とするものである。



昭和二十八年度地方財政計畫について

— 收支不足三百億圓 —

自治廳は、このほど昭和28年度地方財政計畫案をつぎのように決定した。
 この計畫によれば
 歳出總額 76,053,300萬圓
 歳入總額 73,060,100萬圓
 收支差引不足額 2,993,200萬圓
 である。このうち給與費は2.5%の昇給を見込み、行政整理に伴う不用額(物件費)は一般職員費につき5%の整理を見込んでいる。又歳入における地方稅收は現行稅制による見込額となつてゐる。

昭和28年度地方財政計畫 (案) (單位百萬圓)

	道府縣	市町村	總額
A 歳出			
1 既定財政規模	410,772	326,552	737,324
2 昭和27年度新規財政需要額の平年度化に伴う増加額	5,105	2,902	8,007
① 給與關係經費	6,329	2,659	2,659
(イ) 給與費	5,140	2,158	7,298
(ロ) 年末手当當	591	270	861
(ハ) その他給與關係費	598	231	829

② 恩給の特別措置に関する法律施行に要する経費	692	197	889
③ A 系 統 行 政 費 △	1,374	1,159	2,533
④ 自治体警察廢止に伴う不用額(物件費)	—	29	29
⑥ 行政整理に伴う不用額(物件費) △	542	563	1,105
⑥ 教育委員會設置に関する経費	—	1,797	1,797
3 昭和28年度新規財政需要額	3,421	4,060	7,481
① 人口等増加に伴う増加経費	64	1,167	1,231
② 公 債 費 の 増	3,357	2,893	6,250
4 そ の 他	7,579	142	7,721
① 國庫負擔制度法擴張に伴う超過財源増加額	9,629	—	9,629
② 基準財政収入額が基準財政需要額を超える額の十分の一の額の減少額 △	2,050	142	1,908
合 計	426,877	333,656	760,533
B 歳 入			
1 地 方 税	103,979	162,796	266,775
2 地方財政平衡交付金	86,131	38,869	125,000
3 國庫支出金	96,045	54,821	150,866
① 普 通 補 助 金	29,843	15,828	45,662
② 公共事業費補助金(普 通 災 害)	32,125 30,489	18,739 16,251	50,894 46,740
③ 失業対策事業費補助金	3,597	4,003	7,600
4 地 方 債	40,900	14,600	55,500
5 雜 收 入	40,858	38,853	79,711
① 使用料及び手数料	12,941	9,277	22,218
② 雜 入 定 額	27,917	29,576	57,493
道路損傷負擔金の減收額 △	28,079	29,604	57,683
6 國庫負擔制度の擴張による國庫負擔金の増	50,106	2,643	52,749
① 義務教育費	47,156	—	47,156
② 児童福祉費	2,950	2,643	5,593
合 計	418,019	312,582	730,601
C 收支超過不足額	8,858	21,074	29,932
D 同上補填措置方法			
地方債の増額			30,000

備 考

- 1 給與改訂に伴う増加経費は算入していない
- 2 政府施策に伴う経費は法令の制定改廢, 政府豫算等の確立を俟つて算入するものとする。
- 3 市町村の教育委員會は豫定通り設置されるものとして算入したが, その算定の基礎には検討の上修正することがあるものであること。
- 4 公債費は昭和27年度及び昭和28年度の地方債計畫の確定を俟つて修正するものとする。
- 5 地方税収入は一應現行制度による収入見込額を掲げた。
- 6 交付金, 補助金は一應年度の額を掲げた。
- 7 使用料, 手数料は年度決算額を基礎とし, これに自然増加を見込んだ。
- 8 單獨事業の所要額については目下調査中である。

昭和二十六年都道府縣稅徵收實績

に對する考察

一、昭和二十六年年度の都道府縣稅收入濟額は一、二〇四億余圓である

右を同年年度の「地方財政計畫による收入見込額」「豫算現額」「測定濟額」に比較すると左記のとおりとなりその比率は財政計畫に對しては一〇八、三%、豫算現額對一一一、六%測定濟額對八二%である。

種別金額(千圓)	(A)を100とした歩合	(B)を100とした歩合	(C)を100とした歩合
	地方財政計畫による收入見込額(A)	111,700	100.0
豫算現額(B)	107,955,601	97.1	100.0
測定濟額(C)	146,845,533	131.1	100.0
收入濟額(D)	110,135,655	108.3	110.0

參考 昭和二十七年全國都道府縣の計上した當初豫算における地方稅歲入豫算の合計は一一八、五六二、〇九一(千圓)である。

二、昭和二十六年都道府縣稅收入は昭和二十五年より五二八億余圓の増收である。

右兩年年度の稅目別比較は左記のとおりとなり、二十六年年度の總額は二十五年年度に比し七八%の著しい増收になつてゐる。

左表中増減理由についてはおよそ次のことがいえるであらう。

(1) 普通稅は法人事業稅の四倍強を筆頭に各稅目とも夫々相當額の増收になつてゐる。これは朝鮮動亂にもとづく特需關係の生産の増大、物價の昇騰、更にこれに伴う我が國全般の經濟力進展がその主要な原因と云えよう。

(2) 入場稅、遊興飲食稅は共に四割前後の増收となつてゐるがこの稅については昭和二十五年に稅法の改正があり改正稅法の適用が二十五年九月一日より實施せられた關係上二十六年年度の増收全額が自然増で

はない。

(3) 左表比較において九二%の減額になつてゐる「舊法による稅收入」は昭和二十五年における地方稅法の改正に伴い廢止になつた從來の各種國稅の附加稅、府縣民稅その他府縣獨立稅、市町村に移讓された電氣ガス稅、地租及び家屋稅(固定資産稅)の收入であつて右は昭和二十五年年度において殆ど收入濟になつたことを示すものである。

(4) その他昭和二十六年年度における増收の一般的な觀察として昭和二十五年年度は年度中途において畫期的な地方稅法の改正がありこれがため新法規適用の不馴れや施行期の年度半等があつて相當混亂したが昭和二十六年度においてはこれらの點が一應除去せられ徵稅技術の向上も大きな役割を果たしてゐることも見逃すことができない。

昭和二十五、二十六年年度の都道府縣稅收入比較調

稅種	昭和二十五年	昭和二十六年	比較増減額	増減率	備考
	收入額	收入額(A)			
一、普通稅					
法定普通稅					
事業稅	英、八五、一〇三	一〇、六九、二五五	一、一六、一五二	一三三	
個人	一、七六、七三三	三、三三、一〇五	一、五六、三七二	一八八	
特別所得稅	一、七六、七三三	一、五七、〇四四	一九、六八九	七	
入場稅	一七、六四、一三〇	三、八三、〇六六	一三、八一、〇六四	七三	
遊興飲食稅	一〇、五二、九七七	七、三三、八三三	三、一九、一四四	四三	
自動車稅	一、八五、〇三三	一、五九、七四六	二五〇、二八七	六	
獵區稅	二八、四九九	二四、八六六	三、六三三	四	
漁業權稅	四七、七三二	四七、七七〇	三十八	一	
狩獵者稅	三五、五五六	二五、一八〇	一〇、三八六	六	
法定外普通稅	二四、四〇〇	一九、四二二	四、九七八	六	
小計	一三、七三、九七〇	五、二七、三三七	英、六六、六三三	九	

二、目的税			
水利地益税	110,531	33,000	△
三、舊法による税収入	445,555	486,933	△
四、滞納繰越	6,100,617	4,940,036	△
合 計	110,531, 445,555, 6,100,617	6,753,445, 5,450,869	△

註 一、昭和二五年度収入額は昭和二十六年八月十四日資料No.151の額を引用した。
 二、東京都分については市町村税に相当するものは控除した。
 三、滞納繰越分は各税目より控除し一括して年度比較をした。

三、むすび

本表数字の示すとおり昭和二十六年府縣稅收入は昭和二十五年に
 おけるシャウブ勸告にもとづく地方稅法の一大改正による地方稅の強化
 と前述の物價騰貴や我が國經濟力の進展に伴う増徴等を主要原因として
 前年度に比し大巾な増收となつてゐる。然るに府縣財政は此の年度にお
 いても財政窮乏を訴え、その年度末においてはびぼう的赤字財政救濟の
 處置をとらなければならなかつたことは事實である。想うにこれらの由
 つて來たる原因については更に深い検討を必要とするが一般的な觀察と
 しては府縣行政の増進經費はこの稅收入の増加のみでは應すべくもなく
 極度に膨脹したことが稅制改正に並行して創設された地方財政平衡交付
 金制度による總額の決定が中央財政の支配下に頭打ちとなり地方財需
 要額を滿たし得ず且つ地方債に對する中央の極端なる制壓が地方財政全
 體として困窮せしめてゐると謂えるであらう。

供米割當百五十二萬石に決定

農林省では、九月十一日道と再折衝の結果、本道本年產米供出割當量
 を百五十二萬石（農林省當初案は百六十七萬石）に決定した。前年當初
 割當に比し六萬石の減である算定基準はつぎのとおり。

- 一、生産二百六十萬八千八百三十七石（作付面積十三萬五千八百七十六町九反、反收一、九二石）
- 二、保有百八萬八千八百十二石（昨年までの米單作一〇〇%、米麥兼作七-%、米雜穀兼作八九%を、今年は米單作、米雜穀兼作一〇〇%、米麥兼作を九〇%に引上げた）
- 三、供出百五十二萬二十五石（割當では二十五石切捨）

稻作豫想六千四百九十四萬石と發表

農林省は三十日、二十七年產米の九月十五日現在豫想收穫高を六千四百九十四萬五千七百石と發表、これは昨年實收高より四百六十六萬八千二百石の増加となる。



昭和27年度・昭和27年8月末道稅收入狀況調

支 應 別	調 定 額	收 入 額	收入未済額	收 入 合 歩	摘 要
石 狩 支 廳	667,327,571.52	193,518,175.41	473,809,396.11	28.9	
渡 島 支 廳	423,259,448.20	43,763,473.88	35,495,974.32	10.8	
檜 山 支 廳	26,994,477.88	5,126,935.95	21,867,541.93	18.9	
後 志 支 廳	351,318,552	55,515,502.57	295,803,049.68	15.8	
空 知 支 廳	271,770,768.27	57,691,326.90	214,079,441.37	21.2	
上 川 支 廳	291,805,466.97	55,082,474.46	236,723,992.51	18.8	
留 萌 支 廳	81,163,820.53	11,983,158.02	69,180,612.51	14.7	
宗 谷 支 廳	86,166,141.31	13,605,982.45	72,560,158.86	15.7	
網 走 支 廳	257,316,699.11	59,193,049.42	198,123,649.69	23.0	
膽 振 支 廳	269,739,544.71	47,794,858.66	221,944,686.05	17.7	
日 高 支 廳	52,874,390.70	8,311,182.80	44,563,207.90	15.7	
十 勝 支 廳	196,777,614.49	42,824,956.57	153,952,657.92	21.7	
釧 路 國 支 廳	170,736,943.54	28,629,789.72	142,107,153.82	16.7	
根 室 支 廳	48,430,304.93	7,010,879.20	41,419,425.73	14.4	
本 廳	1,011,053,549.40	628,891,583.00	382,161,966.40	62.2	
道 稅 計	4,186,735,293.81	1,258,943,329.01	2,927,791,964.80	30.0	

昭和27年度・昭和27年8月末道稅徵收狀況調

稅 目 別	調 定 額	收 入 済 額	收入未済額	收 入 合 歩	摘 要
入 場 稅	481,541,227.32	221,262,115.08	260,279,112.24	45.9	
遊 興 飲 食 稅	490,434,231.09	158,145,725.41	332,288,505.68	32.2	
自 動 車 稅	98,684,014.79	40,835,184.00	57,848,830.79	41.3	
鑛 區 稅	90,726,594.11	1,659,072.00	89,067,522.11	1.8	
漁 業 權 稅	5,971,200.00	195,963.00	5,775,237.00	3.2	
狩 獵 者 稅	1,391.00	—	1,391.00	—	
家 畜 稅	69,093,481.70	40,362,583.60	28,730,898.10	58.4	
事 業 稅	2,732,111,254.41	785,894,366.26	1,946,216,888.15	28.7	
特別所得稅	48,833,976.00	5,216,468.00	43,617,508.00	10.6	
舊法による稅	169,337,923.39	5,371,851.66	163,966,071.73	3.1	
道 稅	4,186,735,293.81	1,258,943,329.01	2,927,791,964.80	30.0	

地方行政疑義問答集

地方自治法の疑義について

(昭和二七、四、四、地自行政發第九五) 號鳥取縣總務部長宛 行政課長回答

問 地方自治法第一七六條第一項及び同法一七七條第二項第一號の規定に基き、再議がなされた場合、すべて議決に至らず會期終了となつた場合においては、長はこれを同法第一七九條第一項の規定により専決處分することができるか。(事例、昭和二十六年年度追加更正豫算(義務的經費及び一般行政費を含む)が昭和二十六年三月三十一日修正議決を見たが議決と同時にこれが再議に付され、そのまゝ審議中三月三十一日午後十二時會期終了となつた。再議については地方自治法一七六條及び同法第一七七條の規定によつて再議に付したものである。)

答 「法第七十六條及び第七十七條の規定に基き」如何なる内容の再議がなされたのか「必らずしも」明らかでないが、適法な再議がなされたものとすれば、昭和二十六年年度の豫算は、昭和二十七年三月三十一日まで議決を要するものであるから、長において議會において議決すべき事件を議決しないものとして専決處分することは法第七十九條第一項の規定の適用のみからいへば法律上可能であると解する。但し、この場合における當該處分に基づく豫算の執行の能不能の問題は別問題であるから、念のため。

地方自治法の疑義について

(昭和二七、四、四、地自行政發第九六號) 鳥取縣議會事務局調査課長宛 行政課長回答

問 議會の修正議決した歳入歳出追加更正豫算に對し長から別紙の通り再議があつた。これは法第一七六條第一項に基づく再議と法第一七七條の再議とを同一手續でなしたものであるが法第一七六條第一項の規定に基づく部分と法第一七七條の規定に基づく部分との區別が明らかでなく且つ再議の理由が付されていないので適法、有効な再議があつたものとは解されないと思うがどうか。

答 地方自治法第七十六條第一項の規定に基づく再議としての要件を備えていたときは、同條の規定による再議として取扱うべきものと解する。なお、設問の場合は、第七十七條第一項の規定に基づく再議については、その理由が示されていないので同條第二項の規定による再議と解する。

豫算審議に關する自治法の解釋について

(昭和二七、四、一、地自行政發第一〇三號) 鳥取縣東京事務所長宛 行政課長回答

問 (一)地方自治法第一七六條第一項で再議に付しその理由のなかに年末手當の如き義務費を削減したことについて異議を申し述べることは差し支えないか又その効力いかん。

答 前段、設問中の年末手當が義務費に屬するとすれば、法第七十七條第二項は義務費を削減する議決については長は必らずこれを再議に付さなければならぬものとしてゐるのであるから、設問の場合は、同條同項の規定により措置しなければならぬものと解する。
後段、義務費を削減する議決につき、第七十六條第一項により再議に付することはできないものと解する。

問 (二)駄目とするなら義務費を、應除いて先ず一般經費に付き一七六條第一項で再議に付しその議決を俟つて更に義務費に付いて第一七七條第二項

で再議に付することは差し支えないか。
即ち一七六條、一七七條どちらを先にしても良いか。

答 設問の意味が明確を欠くが、豫算を再議に付する場合、法第七十六條第一項に基く再議と法第七十七條第二項に基く再議は何れを先にしても差し支えないかという意味に解すれば、法第七十六條第一項の再議は、地方自治法中他の特別の規定により再議に付することができるものを除き認められるものであるから、義務費を削除又は減額する議決については、法第七十七條第二項により處置すべきものと解する。

問(三)法第七十六條第一項と法第七十七條第二項を同時提案することはいけないという解釋を得たが別議案で出しても駄目か一日又は二日遅れて出しても駄目か。

答 議案を異にし、或はこれを時間的に前後して提案しようとしても、再議の對象が同一豫算案である限り、できないものと解する。

問(四)定數條例の範囲内で提案した人件費豫算を減額した場合、これが再議は義務費として、百七十七條であるのか又百七十六條であるのか。

答 「定數條例の範囲内で提案した人件費」が義務費であるかどうかについては設問のみでは明らかでないが、義務費の減額についての再議については、(二)により承知された。

議員費用辨償の支給について

(昭和二七、四、二四、地自發第一一〇號)
小樽市議會議務局長宛 行政課長回答

問 次の場合において、地方自治法第二百三條第二項の規定により費用辯償を支給せねばならないか。

- (一) 議會閉會中の審査の付託がなされていない場合に、常任委員会が委員長の招集により開かれ、それに出席した議員
 - (二) 議會開會前豫算及び條例の内示等のため、市長から要請に基き委員長
- の招集により常任委員会に出席した場合

(三) 議會閉會中市長の要請又は議會の必要に基き議員協議會(全員)に出席し又は議長において各黨代表と協議のため參集を求められて出席した場合

答 (一)、(二)、(三)、いずれも費用辨償を支給すべきでない。

地方自治法第二百四十四條の二の賠償

責任の有無について

(昭和二七、四、二四、地自發第一一〇號)
虻田児童養護所事務局長宛 行政課長回答

問(一) 課長、出納長のみ實印を押捺して決裁した場合請求書の形成は正式のものであり取扱者、請求者の印鑑は全部偽造印でしかも一見本人のものと同様な形、大きさ、字體で、豫算費目購入物件數量等が適當であり且つ調査した方法等が一般取扱いと酷似しているものに對し縣費課長、出納長が真正のものとして誤信してこれを決裁して正當ならざる者に支拂をなされた場合賠償責任ありや。

答 出納長が善良なる管理者の注意を怠つたものであればお見込の通り。

問(二) 請求書に瑕疵ある場合

(1) 用度課には課長、係長が居るのであるが、課長の代決権は係長一名だけである。この場合縣吏員以外の者が課長の代決権の無い者の偽造印で、檢收(課長、係長の押捺)を行つたこととして事實上は物品を受取つて居ない場合。

(2) 請求者受取人の氏名と請求印とが異つている場合右の物品代金を出納長が支拂つたときは出納長に賠償責任ありや。

答 設問の場合においては、出納長に賠償責任があるもの解される。

問(三) 問(一)、(二)において出納長は欠けて居り副出納長が職務代理をしている場合。

出納長に賠償責任ありや。
副出納長に賠償責任ありや。

答 後段お見込のとおり。

問四 出納長室縣費關係支拂については、縣費課長の補佐により出納長が
決裁した場合、縣費課長に賠償責任ありや及びその程度。

答 當該事務が縣費課長に委任されたものでない限り賠償責任はない。

町村公安條例に關する疑義について

(昭和二七、四、一〇地自行政發第九九
號香川縣總務部長宛 行政課長回答)

問(一) 地方自治法第二條第二項の規定により町村において公安條例を制定す
ることは可能であるが自治體警察を維持しない町村は集會、示威行進等
に關する許可申請及び許可につきこれを處理する機關はないと思われ
るが。

答 お見込のとおり。

問(二) 若し町村の條例中に許可申請及び許可に關する事項を縣公安委員會
において處理するよう規定した場合はかかる規定は無効と思われるが。

答 縣條例に特別の定がない限り無効とは解されない。

問(三) (一)、(二)の通りとすれば町村において必要と認める場合は縣公安條例
を制定すべきだと思われるが。

答 集會、示威行進に關する許可申請及び許可等に關する事項について縣
公安條例を制定することはさしつかえない。

地方自治法施行前の告示の効力及び 改廢の手續について

(昭和二七、四、一〇地自行政發第九八號
福島縣教育委員長宛 行政課長回答)

問 本縣においては、大正四年十一月一日縣告示をもつて「即位禮記念福
島縣育英資金設置並管理規則」を定めたが、經濟的、制度的に不合理な
點があるので、これが改廢を考へている。ついでには當時の縣告示の効力
は地方自治法施行と同時に、いかなる効力を有するか。もし條例と同一
の効力を有するものとすれば、その改廢は議會の議決を要すると解せら

れるし、又法施行後も縣告示として繼續してゐるので、その改廢も縣告
示をもつてなしうるとも解せられるが、御意見を承りたい。

答 大正四年の當該告示を教育委員會告示をもつて改廢することは教
育委員會法第七十九條の規定にてらしてもできないと解する。

問 前段、設問の規則の改廢については、地方自治法第九十六條第一項第
六號の規定により、議會の議決を経なければならぬと解する。

答 後段、教育委員會の告示で改廢することはできない。

問 一の場合、もしその改廢が議會が議決を要するとすれば、どういふ條例
の形式になるか。

答 事件議決でさしつかえないが、地方自治法第二百十三條第一項の條例
を設けてもさしつかえない。



都道府縣	法人			個人			特別所得稅			入場			遊興飲食稅		
	徵算現額	關定濟額	收入濟額	徵算現額	關定濟額	收入濟額	徵算現額	關定濟額	收入濟額	徵算現額	關定濟額	收入濟額	徵算現額	關定濟額	收入濟額
北海道	1,964,658	2,499,802	2,271,357	1,408,698	1,910,647	1,444,870	68,975	93,829	84,273	175,287	969,479	905,287	741,719	926,724	744,703
青森	41,660	159,659	152,932	352,122	453,076	326,748	19,432	23,269	19,838	180,500	199,655	177,645	132,000	176,640	129,415
岩手	390,372	491,579	454,210	301,420	365,016	295,958	16,499	17,977	16,239	113,271	128,750	120,228	102,993	126,704	110,026
宮城	435,250	504,716	490,880	415,000	521,812	392,985	24,400	31,568	27,771	187,000	248,928	218,084	135,000	171,358	139,988
秋田	286,486	371,344	365,844	219,007	275,101	271,101	19,949	17,252	16,061	95,189	102,909	93,196	80,402	96,476	85,946
山形	119,100	237,761	234,267	303,533	334,232	321,405	19,790	21,698	21,209	79,451	88,442	76,443	117,900	123,965	114,285
福島	482,712	550,511	538,371	469,346	743,010	542,014	31,762	36,536	32,203	161,695	194,380	184,414	176,026	202,841	166,372
茨城	221,028	352,259	335,408	464,196	648,537	425,577	25,195	37,489	30,705	70,435	92,016	79,654	109,151	102,720	86,297
栃木	225,978	423,975	388,626	490,997	669,635	517,928	25,868	35,587	31,658	106,594	123,086	119,839	171,345	176,907	151,942
群馬	363,272	505,082	486,491	464,775	675,856	486,197	44,801	68,576	49,055	156,313	203,517	193,839	141,402	159,499	144,021
埼玉	245,601	787,164	711,402	973,886	723,737	723,737	37,728	51,486	43,160	152,526	197,069	186,373	150,911	161,769	128,932
千葉	278,758	441,359	418,496	562,308	842,419	591,841	234,059	297,871	230,184	4,633,217	5,649,119	4,875,957	2,240,000	2,877,536	2,003,150
東京	1,132,839	12,335,560	10,700,738	3,640,593	5,310,373	2,988,704	64,952	81,955	63,670	780,310	823,333	778,282	532,174	644,759	471,951
神奈川	782,934	2,702,156	2,500,999	852,282	1,429,737	809,000	37,518	57,285	51,424	161,792	189,800	185,226	236,442	290,413	278,453
新潟	856,417	1,043,782	1,001,722	387,301	434,845	333,996	16,202	24,996	18,925	113,732	127,723	123,567	102,844	105,126	98,066
富山	159,488	350,447	336,499	346,567	431,757	354,315	18,032	22,455	20,935	120,500	133,875	120,830	186,040	203,771	171,194
石川	447,245	565,055	510,557	290,412	346,318	305,477	15,150	17,001	15,789	73,500	73,625	65,732	68,000	78,235	71,062
福井	96,443	172,992	162,146	246,858	327,515	242,356	11,794	13,446	11,492	84,015	111,626	97,372	77,366	87,689	64,307
山梨	570,053	718,537	683,332	615,286	744,699	561,145	37,240	46,489	42,835	132,750	160,902	149,027	200,050	299,005	257,548
長野	839,426	1,059,023	1,038,241	507,416	564,252	493,137	19,822	25,403	23,958	178,860	207,753	202,119	115,987	140,217	122,419
岐阜	1,631,955	4,177,651	3,916,432	1,873,672	2,931,200	1,395,541	63,874	115,650	87,057	687,130	1,053,223	910,313	458,651	426,355	333,920
愛知	1,080,681	1,232,669	1,218,394	504,286	667,817	491,161	24,190	32,829	27,893	110,600	135,029	124,770	104,200	131,840	115,615
三重	812,314	815,263	811,015	236,396	282,984	255,597	15,186	18,582	17,782	60,000	67,702	59,020	60,000	67,159	60,255
滋賀	947,638	1,434,349	1,326,721	1,065,551	1,633,723	893,652	43,135	66,760	51,525	770,544	826,314	778,654	453,305	522,543	363,394
京都	5,156,231	8,672,614	8,193,453	1,930,661	3,243,758	1,884,166	101,494	155,046	120,762	1,710,303	2,705,732	2,583,038	1,145,000	1,837,755	1,164,502
大阪	3,446,449	4,142,080	4,050,625	1,401,506	2,190,960	1,104,912	78,997	121,299	86,484	926,022	1,217,019	1,134,238	610,776	968,802	568,386
兵庫	284,543	297,713	294,953	317,426	287,771	243,627	14,272	25,850	14,237	63,500	68,153	63,516	69,400	84,779	76,384
奈良	604,175	608,330	603,538	380,641	387,175	377,439	17,640	22,074	21,425	127,080	147,299	138,945	146,975	158,705	156,096
和歌山	90,666	110,510	106,780	130,010	166,532	142,906	9,508	10,602	10,018	50,220	68,505	50,908	65,758	83,057	67,161
鳥取	61,627	308,337	301,892	172,803	195,788	165,364	13,893	17,240	16,093	35,997	38,423	30,994	54,663	72,925	65,886
島根	955,428	968,721	950,487	445,210	634,208	560,434	27,250	36,990	35,079	108,700	164,100	156,035	111,800	159,408	144,603
岡山	1,102,338	1,277,132	1,256,680	567,367	856,056	652,360	34,486	50,999	45,504	225,245	347,905	333,117	232,950	285,979	246,740
広島	907,007	1,109,309	1,090,585	444,940	629,789	471,509	30,090	41,154	36,323	189,731	211,842	175,348	179,376	174,694	135,427
山口	261,194	491,049	473,192	308,102	352,446	218,147	17,853	22,326	17,970	54,186	63,084	56,175	65,267	88,892	50,711
徳島	269,900	468,132	457,954	252,300	308,715	244,215	15,800	20,766	18,510	100,300	109,868	89,816	92,100	94,521	63,899
香川	926,898	1,136,293	1,112,314	265,818	508,597	370,142	31,408	41,408	27,512	110,000	121,016	113,474	110,000	129,570	106,288
愛媛	168,456	227,120	216,683	254,227	335,809	247,560	18,645	24,822	21,194	94,469	132,368	127,474	68,813	92,900	70,631
高松	1,831,166	2,163,773	2,078,492	1,141,943	1,962,615	1,327,754	93,320	123,054	106,021	941,793	1,018,352	1,007,876	689,248	730,511	722,569
岡山	226,735	277,685	271,527	245,200	318,089	258,936	20,700	27,176	24,917	117,506	151,331	146,499	74,600	88,978	78,536
広島	374,630	472,690	448,668	445,676	619,687	429,360	33,829	44,967	36,773	271,367	325,659	311,828	163,354	200,639	188,330
長門	242,554	650,379	590,360	485,892	612,116	392,654	35,853	44,879	36,582	140,707	158,307	110,314	178,597	192,958	144,669
熊本	385,002	337,953	326,133	267,705	379,074	210,259	26,261	30,315	28,120	114,770	135,961	117,411	129,079	158,620	139,695
大分	734,561	800,791	788,171	237,997	395,705	219,743	19,183	23,850	18,738	73,560	91,701	84,399	61,762	96,031	56,479
福岡	202,717	263,200	252,476	389,718	530,331	398,001	30,403	35,728	30,263	126,140	147,224	141,811	108,552	139,627	121,656
合計	46,006,061	61,446,398	57,602,672	28,292,416	40,656,098	27,039,175	1,648,511	2,245,502	1,869,874	16,149,043	20,178,362	18,331,401	11,758,541	14,699,523	11,234,404

道 府 縣	水		利 地 益 税		舊 法 に よ る 税 收 入		計		收 入 順 位	考 備
	算 現 額	定 済 額	算 現 額	定 済 額	算 現 額	定 済 額	算 現 額	定 済 額		
北海道	—	—	—	—	86,677	218,053	5,280,230	6,979,211	83.1	27
北海	—	—	—	—	12,829	60,568	800,025	1,142,370	75.0	44
青森	—	—	—	—	6,908	17,655	982,804	1,236,226	85.5	20
岩手	—	—	—	—	25,597	41,028	1,267,335	1,588,629	85.4	21
宮城	1,013	—	759	—	10,046	22,532	747,357	952,609	88.8	13
秋田	—	—	—	—	5,974	11,046	672,917	855,003	94.5	9
山形	—	—	—	—	28,936	66,768	1,425,731	1,922,878	82.3	29
福島	—	—	—	—	12,095	29,076	951,316	1,318,636	76.9	42
茨城	—	—	—	—	12,556	48,493	1,012,511	1,581,619	82.3	30
栃木	—	—	—	—	15,816	43,521	1,225,639	1,675,519	83.5	25
群馬	—	—	—	—	21,268	54,883	1,293,100	2,267,649	81.2	35
埼玉	—	—	—	—	23,351	83,889	1,250,728	1,846,669	78.3	39
千葉	—	—	—	—	22,223	132,681	2,388,392	27,468,300	78.0	41
東京	—	—	—	—	66,496	249,695	4,197,110	27,468,300	78.9	37
神奈川	—	—	—	—	10,436	27,205	2,038,174	2,555,322	91.2	6
新潟	—	—	—	—	6,807	5,307	1,503,553	1,781,164	90.2	9
富山	—	—	—	—	55,890	104,836	1,008,216	1,274,795	84.9	23
石川	678	—	215	—	10,233	22,651	911,468	1,131,068	88.2	14
福井	—	—	—	—	7,718	19,749	593,064	768,993	79.3	36
岐阜	—	—	—	—	14,662	36,126	1,602,985	2,080,479	84.8	24
長野	—	—	—	—	5,385	12,885	1,728,375	2,088,144	93.7	4
山梨	—	—	—	—	26,020	84,242	3,140,696	4,193,048	81.9	33
静岡	—	—	—	—	159,572	442,222	6,006,395	9,292,184	74.4	46
愛知	—	—	—	—	15,815	16,568	1,902,966	2,270,535	89.8	10
三重	—	—	—	—	4,578	896	1,201,814	1,276,990	95.9	2
滋賀	—	—	—	—	12,483	109,078	3,369,000	4,660,994	74.7	45
京都	—	—	—	—	101,280	438,465	10,459,207	17,261,584	82.3	28
大阪	—	—	—	—	50,906	248,043	6,649,999	9,034,957	78.6	38
奈良	—	—	—	—	3,641	14,144	726,545	804,126	90.3	8
和歌山	—	—	—	—	5,911	7,615	1,303,974	1,365,041	97.9	1
兵庫	—	—	—	—	3,311	7,640	358,793	462,487	85.2	22
京都	—	—	—	—	4,432	9,510	362,831	675,000	90.9	7
岡山	—	—	—	—	25,702	35,628	1,694,168	2,097,560	93.4	5
広島	—	—	—	—	34,166	70,873	2,242,275	2,956,563	88.8	12
山口	—	—	—	—	16,462	30,682	1,833,628	2,290,263	87.4	15
徳島	23,399	—	20,589	—	9,344	33,162	759,946	1,081,888	78.1	40
香川	—	—	—	—	9,415	17,331	750,000	1,037,521	86.7	18
愛媛	—	—	—	—	17,658	53,184	1,455,283	2,030,324	87.0	17
高松	—	—	—	—	9,550	19,658	647,206	871,845	81.6	34
岡山	—	—	—	—	61,017	176,590	4,979,729	6,433,029	85.9	19
広島	—	—	—	—	2,698	9,051	720,833	915,687	89.8	11
佐賀	—	—	—	—	23,493	88,360	1,331,627	1,817,895	82.2	31
熊本	—	—	—	—	15,051	32,479	1,145,090	1,746,125	75.9	43
大分	—	—	—	—	5,187	18,498	956,360	1,100,259	87.1	16
宮崎	—	—	—	—	6,757	37,724	1,162,296	1,444,486	83.4	26
鹿児島	—	—	—	—	20,388	56,630	943,850	1,229,964	82.1	32
合 計	19,416	27,963	1,296,721	3,774,475	107,925,901	146,894,522	120,430,645	82.0	—	

註 補正額は各該各科目中心加算した

昭和26年度道庁徴収税總括表(決算見込額)

昭和27年5月1日現在 (單位千圓)

税目	地方財政計 案による 収入見込額 (A)	徴収		額		額		額		額		額		額		額		
		現年度分	過年度分	現年度分	過年度分	現年度分	過年度分	現年度分	過年度分	現年度分	過年度分	現年度分	過年度分	現年度分	過年度分	現年度分	過年度分	
1 普通税																		
法定普通税																		
法人	45,006,000	37,213,919	7,726,991	46,006,061	48,461,849	11,507,279	1,477,270	61,446,398	46,800,327	10,084,775	717,570	5,702,672	102.2	128.0	125.2	93.7		
事業税	27,079,000	24,572,990	3,508	28,292,416	31,238,257	139,954	9,277,887	40,656,098	24,029,781	41,458	2,987,936	27,059,175	104.5	99.9	95.6	66.6		
特別所得税	1,508,000	1,548,200	19	1,648,511	2,021,405	2,155	221,942	2,245,502	1,785,512	1,270	83,092	1,869,874	109.3	124.0	113.4	83.3		
入場税	18,359,000	15,036,243	516,536	16,149,043	18,357,094	677,557	1,143,711	20,178,362	17,093,299	590,831	647,271	18,331,401	88.0	99.9	113.5	90.8		
遊興飲食税	15,114,000	10,817,339	39,526	11,758,541	12,452,252	136,181	2,111,090	14,699,523	10,473,463	88,234	672,707	11,234,404	77.8	74.3	95.5	76.4		
自動車税	2,027,000	1,656,439	3,265	1,854,279	2,023,216	23,975	431,803	2,478,994	1,822,760	16,312	152,870	1,991,942	91.5	98.3	107.4	80.4		
礦區税	468,000	231,192	6	285,624	401,207	10,949	249,147	661,303	283,485	5,014	46,977	335,476	61.0	71.7	117.5	50.7		
漁業權税	101,000	45,632	1,088	52,439	52,332	2,613	11,652	66,597	45,247	2,024	6,457	53,728	51.9	53.2	102.5	80.7		
狩獵者税	357,000	288,554	6	292,825	361,198	224	13,333	374,755	355,370	158	6,812	362,340	82.0	101.5	123.7	96.7		
法定外普通税	191,000	236,565	—	239,864	275,048	203	9,301	284,552	264,508	142	4,659	269,309	125.6	141.0	112.3	94.6		
小計	110,210,000	91,647,073	8,290,885	106,579,603	115,643,858	12,501,090	14,947,136	143,092,084	102,953,752	10,830,218	5,326,351	119,110,321	96.7	108.1	111.8	83.2		
2 目的税																		
水利地益税	31,000	16,256	—	19,416	21,392	843	5,728	27,963	19,634	828	3,141	23,603	62.6	76.1	121.6	84.4		
3 罰法による雑収入	956,000	10	416,247	1,356,882	9,051	728,100	3,037,324	3,774,475	6,593	449,003	841,125	1,296,721	136.8	135.6	97.7	34.4		
合計	111,197,000	91,663,333	8,707,132	107,925,901	115,674,301	13,230,033	17,980,188	146,894,522	102,979,979	11,280,048	6,170,617	120,430,645	97.1	108.3	111.6	82.0		

註 決算完了した額は真四角で、その他は決算見込額を計上した



圖書室だより

○新購入圖書紹介

圖書名

著編者

- 公職選挙法詳解 吉岡 恵一外
- 均 衡 財 政 池田 勇人
- 原爆第一號 梅野 彪外
- 原爆の長崎 北島 宗人
- 法律講話 成能 通孝
- 法令用語辭典(追補) 佐藤 達夫
- 法律學講座 4 吾妻 光俊外
- 現代會計實務講座2 片野 一郎外
- 簿 記 3
- 原 價 計 算 山邊 六郎外
- 會 計 監 査 岩田 巖外
- 稅 務 會 計 7 別卷1 明星 長太郎外
- 財務諸表譯記の實務演習 西垣 富治外

○各官公廳その他よりの受贈圖書

圖書名

受贈先

ドイツとオランダとの間の通商條約の効力復活に關する兩國間の交換公文 外務省條約局

地方公務員法關係例規集 (その二)

道人事務委員會事務局

我が國の鐵鋼業に關する調査

北海道拓殖銀行

石炭礦業に關する調査

林野廳研究普及會

製材工場診斷要領とその實施例

外務省

關稅及び貿易に關する一般協定

特別調達廳官房

G A T T の活動狀況

農林省統計調查部

特別調達廳重要例規通牒集

文部省

瀬戸内海漁業兼業調査

北海道人事委員會事務局

地方公務員法關係例規集 (その二)

文部省調査普及局

各國の義務教育

北陸電氣通信局

職 員 錄

電氣通信省

電信電話事業報告書

道總合開發委員會事務局

科學技術總合要覽

道土木部都市計畫課

新 都 市

北海道立労働科學研究所

本道漁業における貸金問題

北海道立労働科學研究所

第六十四登記統計年報

法務大臣官房調査課統計室

國鐵における苦情處理の實態について

北海道立労働科學研究所

旬刊弘報 七十六號

道 弘 報 課

貿易北海道 八月號

道 交 易 觀 光 課

農家の友 九月號

農 業 改 良 普 及 協 會

教育月報

道 教 育 委 員 會

北海道自治

道 自 治 協 會

建設月報

建 設 省

厚生 八月號

人事院月報 七月號

世界月報 五、六月號

施 設 七月號

電氣通信經營月報

電氣試驗所彙報 十六卷七號

農林時報 七、八月號

宮城縣議會時報 四卷三號

神奈川縣議會月報 四卷六號

福井縣議會時報 十三號

滋賀縣議會時報 二十三號

福岡縣議會月報 二十三號

大阪府 會 九月號

農林省圖書月報 六月號

讀書春秋 八月號

人事院事務局庶務局

外務省情報文化局

電氣通信施設局

電氣通信省

電氣試驗所

農 林 省

宮城縣議會事務局

神奈川縣議會事務局

福井縣議會事務局

滋賀縣議會事務局

福岡縣議會事務局

大阪府會事務局

農林省統計調查部圖書課

春 秋 會

昭和二十七年十月二十日發行

北海道議會時報

第四卷 第十號

編 集 北海道議會事務局調査課

發 行 北海道議會事務局

電話 ② 一、八二〇番

9 月 の メ モ

- 二日 ○英水兵事件に關連する「吉田書簡」の内容發表。
○内閣改造(大野木秀次郎、中山壽彦、山縣勝見三氏入閣)
○世界スピードスケート選手權大會日本(札幌)開催取り止め報せらる。
四日 ○北海道開發審議會總會(昭和二十八年年度豫算等審議)
○第三回定例道議會閉會。
五日 ○衆議院議員總選舉告示(十月一日執行)
六日 ○日本、セイロン間の貿易協定、コロンボで調印。
○米價審議會、七千五百圓の政府案を否決。
八日 ○對日講和調印一周年。
一〇日 ○都道府縣教育委員選舉告示(十月五日執行)
○北海道議會議員補欠選舉告示(空知、石狩支廳管内)
一日 ○三日からメキシコにおいて開會の國際通貨基金及び國際復興開發銀行總會にて日本常任理事國に決定される。
○本年産米供出、北海道百五十二万石に決まる。
二日 ○本年産米生産者價格、石七千五百圓(玄米三等)閣議決定。
○日本ブラジル間の新通商協定、リオデジャネイロで調印。
一日 ○中ソ會談コミュニケ發表(長春鐵道の無償返還、旅順港の中共海軍基地の使用期間延長)
○電源開發會社發足。
○ベヨネーズ岩礁爆發、二つの新島が出現。
○國連安保理事會において、日本の國連加盟案否決さる。
○メーデー騒亂事件の初公判。
二五日 ○東京都築地本願寺にて第二回世界佛敎徒大會開かる。
○バクストン(英國)にて開催中の綿業會談終る。
参加各國の一九五三年の輸出見込量は次の通り發表された(單位百万平方ヤード)
インド一、〇〇〇 日本一、一〇〇 英一、三五〇 米七二五 西歐一、七〇〇 計五、八七五なお日本は左の數字とは別に、日本の經濟自立のための原料即ち棉花及び食糧確保するために五三年に一四億、五四年に一五億、五年に一六億平方ヤードの輸出が必要であるとの推定を明かにした。
二六日 ○日本外債處理に關する協定調印さる。
戰前日本が發行した英貨債、米貨債の元利金は、本年十二月末からなるべく原契約どおり支拂うが、太平洋戰爭が起り元利支拂が停止された昭和十七年十二月末から本年末までの十年間に償還期日の過ぎた元金及び利拂期の過ぎた利子は今後十年乃至十五年の分割拂が認められた。本年度外債支拂は日換算百二十二億八千五百萬圓と言われる。
二七日 ○第三回電源開發調整審議會において、十勝川糖平本年度着手決定。